

第5回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

東 育代君

1. 不登校児童・生徒への支援と対策について

- (1) 文部科学省の調査によると、令和2年度不登校の児童生徒数の急増は「待ったなし」と課題を指摘されているが、本市の取組と現状を伺う。
- (2) 校内教育支援センター（校内フリースクール）を早急に設置すべきではないか。

2. タブレット端末の有効利用について

国は、感染症拡大や非常時に学びの場を保障するため、タブレット端末を自宅に持ち帰る体制整備を求めているが、本市の現状と今後の方向性を伺う。

中村敏彦君

1. 人口減少対策について

- (1) 人口減少社会に対する市長の基本的な考え方について伺う。
- (2) 人口減少対策については、「他と政策を競うのではなく、市民が満足感を持てる施策を」と答弁されたが、その際いくつか示された具体策についての進捗状況を伺う。
- (3) 他市から本市へ通勤されている方や、若い世代への移住・定住支援策等について伺う。

2. 消防力強化について

- (1) 新型コロナウイルス感染症と近年にない真夏日・猛暑日の連続による救急出動がかなり増加しているようだが、現状はどのようなか。また、消防職員（救急隊員）の過重労働（勤務）となっていないか。
- (2) 職員の充足率改善を含む消防力強化についての検討と、女性消防士の採用計画について伺う。
- (3) 新しい消防庁舎の整備計画について伺う。

松崎幹夫君

1. 戦没者を追悼し平和を祈念する式を終えて

戦没者を追悼し平和を祈念する式が、8月15日に開催された。戦後77年経った今、後世に語り繋いでいくことが大切である。

- (1) 式では、ビデオ上映と串木野高校生による発表が大変好評であった。さらに多くの方々、幅広い世代に伝えてほしいと思うが、今後の取組は何か考えがあるのか。
- (2) ビデオ上映などは、小中学校でも視聴は可能と思うが、計画などないのか。

2. 小・中学校再編及び統廃合計画について

- (1) 本市の児童・生徒数が著しく減少している。再編計画として、第1次計画、第2次計画があり、中学校から再編を進めるとの説明を受けたが、早急に取組を進めるべきではないか。今後、どのような計画で、何年度を目標に進める考えか。
- (2) 特認校制度について、令和5年度から照島小学校及び市来小学校からの特認校への入学・転学を認めないとの方針があるようだが、既に特認校に通学する兄弟がいる家庭など、困っている家庭もあるのではないか。

3. 学校施設の改修について

小・中学校の校舎や体育館など、老朽化により雨漏り等の改修が必要な学校があるのではないか。改修は適切に行われているか。

江口祥子君

1. 環境政策について

- (1) 公共施設のLED化の進捗状況と今後の計画を伺う。
- (2) プラスチックの資源循環を促し、循環経済への移行が期待されている。プラスチック

ごみの中でも、身近なペットボトルのリサイクル及びマイボトルの利用促進がごみ問題の解決に寄与すると思うが、市の考えを伺う。

(3) マイボトル運動の推進及び感染症や熱中症予防のため、ボトルディスペンサー型給水機を公共施設に設置できないか。

第2 議案第45号 補償金返還請求の訴えの提起について

第3 予算議案第5号 令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算(第5号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本会議第2号（9月6日）（火曜）

出席議員 15名

1番	西田憲智君	10番	東育代君
2番	田畑和彦君	11番	中里純人君
3番	高木章次君	12番	竹之内勉君
4番	江口祥子君	13番	下迫田良信君
5番	吉留良三君	14番	原口政敏君
6番	松崎幹夫君	15番	福田清宏君
7番	田中和矢君	16番	濱田尚君
8番	中村敏彦君		

欠席議員 1名

9番 大六野一美君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	岡田錦也君	主	査	岩下麻衣君
補	佐	石元謙吾君	主	査	福谷和也君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	教育総務課長	瀬川大君	
副市	長	出水喜三彦君	消防長	谷口浩貴君	
教	育	長	相良一洋君	学校教育課長	藏菌孝一君
総務課	長	山崎達治君	都市建設課長	吉見和幸君	
企画政策課	長	北山修君	福祉課長	久木田聡君	
財政課	長	宮口吉次君	市民生活課長	久保さおり君	
市来支所	長	橋口昭彦君			

令和4年9月6日午前10時00分開議

△開 議

○議長（濱田 尚君） これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（濱田 尚君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により、順次、質問を許します。
まず、東育代議員の発言を許します。

[10番東 育代君登壇]

○10番（東 育代君） おはようございます。

私は、先に通告いたしました2件について、市長の見解を求めます。

長い夏休みも終わり、2学期が始まりました。長期の休み明けは子どもの心理的負担が高まる時期とされていますが、本市の子どもたちの表情はいかがだったのでしょうか。

東京都渋谷区の路上で、先月20日、母親と娘が刺され重傷を負った事件がありました。「容疑者の中学3年生の少女は中学1年生のときから不登校ぎみだった。この少女が孤独でなかったら起きなかった事件に思える。孤独の縁に迷う子がいたら、抜け出す道をそっと照らしてあげればいい」と記事を読み、胸が痛くなりました。

今、子どもたちに何が起きているのでしょうか。コロナの影響も背景にあるとは思いますが、近年、不登校児童生徒数が増えているのはなぜか。学校に行きたくても行けない子どもたちも多くいるのではないかと考えています。

少子化対策と子ども政策では児童虐待やいじめ、不登校などは待ったなしの課題と指摘していますし、「こども家庭庁を創設し、子どもに関する政策を社会の真ん中に据えていく」とあります。学校現場での取組、市がなすべきこと、山積しているとは思いますが、子どもたちの成長を願い、誰一人取り残さない教育環境の整備、不登校ゼロを目指しての取組が望まれます。不登校の児童生徒数が多い本市とし

ての取組は急務であるように思います。

そこで、不登校児童生徒への支援と対策について、現状をどのように捉えていらっしゃるでしょうか。市長の見解をお聞きいたしまして、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） おはようございます。東育代議員の御質問にお答えをいたします。

不登校児童生徒は全国的に急増しており、本市においても同様の傾向にあります。本市の抱える生徒指導上の喫緊の課題であると捉えております。

不登校の要因は多岐にわたり、様々な問題が複雑に絡み合っているケースも多いことから、教育委員会を中心に、これまでも関係機関と連携を図りながら様々な取組を行ってまいりましたが、不登校の数は増加の一途をたどっております。

このような現状に鑑み、私は教育委員会に対して、これまでの取組を基に、どこに課題があるのか、改善に向けてどのような視点が必要なのかなど課題を整理し、新たな一手、違う方面からのアプローチ、こういったものを検討するように指示をしたところでございます。

不登校が難しい問題であることは十分理解をいたしておりますが、学校、家庭、地域が一体となっていちち串木野市全体で子どもを育てるんだという観点から教育の充実を図ることが、その解決に向けての基盤になるのではないかと考えております。

私は、人は夢中になれるものを見つけられれば様々な困難を乗り越えられるものであると、このように考えております。現在、不登校の状態の子どもたちにも夢や希望、志を持ってもらい、未来に向かって前向きに生きていく、こういった態度を養うことが何よりも大切ではなからうかと思っております。

そのためにも、一步でも前に進める取組を重ねてまいりたいと思っております。

○10番（東 育代君） ただいま市長から答弁をいただきました。

そうですね。どこに課題があるのか、改善に向けて違う一手をとるということでお聞きいたしました。

それでは、少し詳細に聞いていきたいと思っております。

まず1番目の、文部科学省の調査によると、令和2年度不登校の児童生徒の急増は待ったなしと課題を指摘されているが、本市の取組と現状を伺うということで、少し詳細を聞いていきたいと思います。

先ほども市長の答弁の中でありましたが、全国の小・中学校で不登校の児童生徒の人数は前年から8.2%増えているということをおっしゃっています。在籍児童数に占める割合でも、小学校で平成27年度から令和2年度で2倍に増え、また、中学校でも2倍増とあります。県内の公立小・中・高の不登校児童生徒数も令和2年度で2,989人と最多のようです。

本市はいかがでしょうか。過去10年間の推移と傾向について伺います。

○学校教育課長（藏 蘭孝一君） 過去10年間の不登校者の推移と傾向について答弁いたします。

過去10年間の経緯を見ますと、平成25年度の不登校児童生徒数は37人でした。その後、平成29年度までは一旦減少傾向に転じましたが、平成30年度が40人、令和元年度が35人、令和2年度が52人、令和3年度が62人と再び増加傾向になっており、平成25年度と比較しますと令和3年度の不登校者数は1.67倍に増加しました。

これについては様々な要因が考えられますが、特に近年では、新型コロナウイルスの感染拡大によって様々な教育活動等が制限されたことによる集団への所属感や自己肯定感の喪失、人間関係の希薄さなどが大きな要因として挙げられると考えます。

また、不登校の主なきっかけとしては、令和3年度の本市の調査によりますと、友人関係をめぐる問題が35%、次いで、無気力や不安が29%、生活の乱れが5%となっていることから、望ましい人間関係を構築することが極めて重要であると考えているところでございます。

○10番（東 育代君） 今、課長のほうから答弁をいただきました。

そうですね。私も資料を頂きましたが、やはりコロナの影響もあるとは思いますが、急増しておりますね。そして、直近では、もう既に1学期を終えたところで50人というお話も聞いております。これ、本当にびっくりしますね。コロナの影響であれば、

じゃあ、どこにどういふふうにすればいいのか、先ほど市長の答弁もありましたけれども、どこに課題があるのか、そこをきちっと整理していく必要もあると思えます。

傾向についても少し伺いましたが、例えば、この急増している、年度が替わると改善するのか。それから、継続的に不登校状態が続いているのか、新たに不登校状態になる割合があるのか。あるいは30日に満たない予備軍もいるのか。ここら辺についての傾向、状況というのはいかに見えていらっしゃいますか。

○教育長（相良一洋君） 令和3年度の不登校児童生徒の在籍率を見ますと、県の在籍率は小学校が0.67%、中学校が3.92%となっており、鹿児島地区の在籍率は小学校が1.60%、中学校は6.10%です。そして、本市の在籍率は小学校が1.81%、中学校が5.93%と、県よりも高い数値となっております。特に中学校においては、これまでの不登校児童生徒の傾向を見ても、令和3年度に限らず、毎年、高い在籍率となっております。

この要因の一つとして、友人関係をめぐる問題が考えられます。

中学生になると、交友関係が広がるとともに、その関係性も複雑になり、互いに深く理解し合える関係性を築くことが求められるようになります。例えば、コミュニケーションに対する苦手意識が強い生徒はこれらにスムーズに対応できずに、そのことが不登校のきっかけになることも少なくありません。また、きっかけは様々であったとしても、学習の遅れや生活リズムの乱れなどの要因が加わることで、不登校の状況が長期化することにつながると考えられます。

○10番（東 育代君） 在籍率じゃなくて、この不登校の傾向について、例えば、年度が替わると改善していくのか。あるいは継続的に不登校状態がずっと続いていくのか、年度をまたいでですね、新たに不登校状態になる割合がどうなのか。あるいは30日に満たない予備軍、30日に満たないけれども、1年を通してすると30日を超すのかなというのが1学級50人で見えると思うんですが、そこら辺の現状はど

うでしょうかとお聞きしたんですが。

○教育長（相良一洋君） この現状につきましては、いろんな捉え方があると思います。

年度をまたぐ場合には、子どもたちが、次の学年に対するステップになりますので、「よし、心機一転、また心を入れ替えて頑張ろうかな」という新たな転機にはなると思います。

また、担任が替わったり、そういうことによって担任に対する気持ちのいろんな入替え、または、学級集団がクラス替えになったり、そういうことによる心の状態で仲間づくりがよくできたり、人間関係性ができたりというようなことはあろうかと思いません。

○学校教育課長（藏蘭孝一君） 数値的なことでお答えしますが、令和3年度の不登校児童生徒のうち、年度をまたぎ不登校が継続している児童生徒の割合は53.2%となっております。それから、令和3年度の新規不登校者の割合は46.8%となっております。

不登校の状態が継続している児童生徒については粘り強い対応を続けておりますが、特に年度をまたぐ際には引継ぎを確実にを行い、これまでの取組を継続することができるように指導しているところです。

また、新規の不登校児童生徒については、やはり未然防止と初期対応というのが非常に重要となってまいりますので、特に不登校につきましては、休み始めというのが非常に重要かと思えます。そのところでいかに長期化しないように食い止めるかというところで、各学校には粘り強い対応を指導しているところでございます。

○10番（東 育代君） 今、課長から答弁いただきました。

そうですね。新規が46.8%。ここを抑えていかなないと、絶対数は本当に減らないと。53.2%の不登校状態、継続的にずっと、ここも大事ですけども、やっぱり新規になる人を未然防止ということを言われましたけれども、そこをきちっと押さえていく。市長のほうでもどこに課題があるのかというところで、一番ここに行くと思うんです。そこら辺のところをきちっと整理していただきたいと思っております。

先ほど在籍数に対しての不登校の割合も答弁がありました。非常に本市は県の平均よりすると高い、これはもう統計的に見て分かるわけなんですけど、コロナは本市だけではございませんので、在籍数が減少しているにもかかわらず不登校が増加しているということについて体制整備が急がれると思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（相良一洋君） 児童生徒についての現状と支援体制、体制整備ということですね。

令和3年度の不登校者のうち、年度をまたぎ不登校が継続している児童生徒の割合が53.2%です。

次に、支援体制についてお答えをいたします。

不登校の児童生徒については、学校をはじめ、当該児童生徒に関わる各関係機関の全てが、日々の生活の様子や本人の抱える悩み、家庭の状況等についてその状況等を記録しております。ケース会議においては、各関係機関の知り得たこれらの情報を基に、より緻密な情報交換を通して、専門性を活かした支援方を練るようしております。

加えて、保護者の悩みやニーズに応じて、誰がそのような対応をするのかという組織的な対応についても協議を重ねているところでございます。

また、年度をまたぐ際は引継ぎを確実にを行い、これまでの取組を継続することができるような指導を行っております。

不登校が長期化している児童生徒がスムーズに学校復帰ができるよう、学校、関係機関が連携を図り、居場所づくりと絆づくりにこれまで以上に取り組み、継続的な支援と新たな不登校を生まないための組織的対応に今後も努めてまいりたいと考えております。

○10番（東 育代君） そうですね。今、教育長のほうからありましたけれども、本当にケース会議とかいろいろな協議を重ねているということは重々承知しておりますけれども、そこにやはり子どもたちの居場所、あるいは支援体制の問題意識、ここを捉えて、そして、先ほど答弁ありました組織的にということがありましたので、横断的に、学校任せでなくて、手を差し伸べていただきたいと思っております。

もう少し聞いていきますが、今年度より、学校教

育専門員が配置されております。「いじめや不登校など子どもを取り巻く様々な課題を解決するため、乳幼児から中学校卒業までの幼児、児童生徒について関係機関との連携を強化、適切な就学支援及び児童生徒の生徒指導上の課題に対して早期対応を図る」と説明を受けておりますが、この不登校児童生徒との関わりについて伺います。

○教育長（相良一洋君） 学校教育専門員は、不登校問題や特別支援教育に関する問題と、主に児童生徒支援に関する事案について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、福祉課、または子どもみらい課等の各関係機関と連携を図り、様々な案件に対応する専門職でございます。

多様化する問題に対する教師一人の関わりには限界がございます。これを多面的な関わりにするためには、各関係機関を確実に、そして、よりスピーディーにつなぐ必要がございます。その役割を担っているのが学校教育専門員であります。

1学期は、学校が抱える不登校の問題に際し、学校のケース会議に参加するという事例もありました。具体的なアドバイスや聞き取り等により不登校児童生徒の抱える問題の真相を明らかにし、学校と関係機関をつなぐ役割を担っております。また、教育支援センターへ毎日訪問し、個別の学習指導や声かけ、入級に際しての三者面談等を通して一人ひとりに丁寧寄り添い、個に応じた支援を行っております。

支援員活動記録によると、「集中が切れることもあったが、根気強く教えていただき、頑張ることができていた」「数学を教えてもらい、少しずつ自分で解けるようになって、楽しさを感じているように思う」等の言葉がつづられておりました。彼らにとっても非常に頼りがいのある存在になっているようでありませう。

このように、学校教育専門員が効果的に機能することで、子どもたちが抱える課題により早く、より丁寧に関わることができ、様々な問題の未然防止と早期発見や早期対応につながると考えています。

○10番（東 育代君） せっかく今年度より学校教育専門員という方が専属で配置されたわけですので、この先生に大いに活躍していただいて、いろんな機

関との連携に努めていただきたいと思います。

背景の一つに、子どもの発達特性が関係し、学校生活でのつまずきが繰り返され不登校になることも指摘されています。小学校から中学校へ進学しても登校が厳しい生徒もいます。学校側も教育委員会も大変苦慮されていることも承知しています。

不登校への対応について協議してきた文部科学省の協力者会議での最初に、学校に行きづらいと感じ始めたきっかけについてのアンケートでは、「先生のこと、身体のこと、それから友達のこと、それぞれ3割を占めている」と書いてあります。

このような現状を踏まえ、報告書は、今後の重点施策について、誰一人取り残さない学校づくり、困難を抱える児童生徒の支援ニーズの早期把握、不登校児童生徒への多様な教育機会の確保、社会的自立を目指した中長期的支援などなどあります。

発達特性に応じた学校での過ごし方や支援体制はどうか。伺います。

○教育長（相良一洋君） 学校には多様な児童生徒がいます。その中には、特性に応じた指導や支援が必要な児童生徒もいます。各学校には、どの児童生徒にもあると便利で役に立つ支援というユニバーサルデザインの視点を活かした、分かる授業づくりや学級づくりを目指して取組を指導しているところであります。

また、現在、不登校や不登校傾向にある児童生徒の中には、発達障がいや学習障がいのグレーゾーンと言われる児童生徒が数名おります。当該児童生徒が登校できた際には、特別支援教育支援員が個に応じた生活支援や学習支援を行っているところであります。

さらに、個別の支援計画等を基に、学級担任や特別支援学級担任が中心となり、スクールソーシャルワーカーや教育支援センター支援員など連携を図り、チームによる支援体制の充実を図るよう努めているところでございます。

○10番（東 育代君） 今、答弁いただきました。

そうですね。やはり発達障がい、学習障がい、ここには至らないけれどもグレーゾーンという子どもたちがかなりの数があると、統計的に見ても数%いると出ておりますので、ここら辺のところをきちっ

と対応していただければ、また、つまずきの早期対応になるのかなと思っております。

それでは、もう少しお聞きします。

令和4年度のいちき串木野市の教育行政の中で、小・中・高連携による取組の充実とあり、高校との連携推進があります。例えば、令和3年度の卒業生総数103人、令和4年度の中学校卒業生の進路状況を見ますと、専修各種訓練施設1人、通信5人とあり、全員が進学となっていますが、小・中学校での不登校や不登校傾向であった児童生徒が卒業後どのように過ごしているのか、プライバシーの問題もあるでしょうが、見守ることも必要ではないかと思っていますところでは。

関連性があるのかないかなどを含め、実態を把握することが次につながると思っての質問です。

中学校卒業後の追跡、いかがでしょうか。

○学校教育課長（藏 藺孝一君） 不登校生徒の中学校卒業後の進路先についてお答えします。

令和元年度の3年生の不登校生徒は6人でした。進路先は、公立高校の通信制が2人、私立高校の通信制が1人、就労支援施設入所が2人、家事手伝いが1人となっております。令和2年度の3年生の不登校生徒は8人でした。進路先は、公立高校が6人、うち通信制、定時制が2人、私立高校が2人となっております。令和3年度の3年生の不登校生徒は10人でした。進路先は、公立高校が6人、うち通信制が3人、私立高校が3人、うち通信制が2人、全日制の専門校が1人となっております。

不登校生徒に対する進路指導については、各中学校で進路指導部が中心となり、各関係機関との連携を図りながら、当該生徒に合った教育方針や学習環境を踏まえた上で、各家庭との教育相談を通して、望ましい進路選択に向けての取組に努めているところでございます。

○10番（東 育代君） ただいま答弁をいただきました。

卒業をして、進路選択についてはこういう形で送り出したということですね。私が気にするのはその後なんですかね。

昨今、ニートやひきこもりが社会問題となってい

ます。逆に、この方々の義務教育修了後の学校生活、不登校とは無関係だったのかどうか。社会生活はどうだったのか。卒業生を一人ひとり追跡ではなくて、小・中学校で不登校や不登校傾向であった児童生徒など、気になる子どもたちが進級した先で学校生活を楽しんでいるのかどうかの追跡も必要ではないかと思います。

縦割りだけでなく横との共通認識も重要ではないでしょうか。時間軸を広げた調査なども求められると思っていますので、このことについては今後の課題として、またきちっと取り組んでいただければいいかなと思っていますところでは。

次に行きます。

教育委員会事務事業点検評価結果報告書を見せてもらいました。重点施策に関連する主な事務事業の一覧の中で、学校経営の充実、事務事業の概要、学力向上及びいじめや不登校ゼロを目指すとありますが、事業の成果課題評価のところには不登校に関する文言はありません。

外部評価について、行政評価委員会、一部地域に精通されておられる方だと思うんですが、委員からの意見はなかったのでしょうか。

○学校教育課長（藏 藺孝一君） 行政評価会議委員からの不登校支援の意見についてであります。

これまで不登校に特化した意見が出されたということはありませんが、平成23年度のスクールカウンセラー配置事業に関する協議の中で、不登校に関連する御意見がありました。

委員の主な意見としては、「児童生徒を取り巻く環境はますます複雑化、多様化しており、教育相談の必要性が高まっている」というものや、「スクールカウンセラーの配置により、心の安定、子育ての不安解消、生徒指導面でのアドバイスなどの成果が見られており、今後も重点的に推進していく必要がある」というような意見がございました。

○10番（東 育代君） ただいま答弁をいただきました。

外部評価について、行政評価会議委員というのは一番地域に精通されていらっしゃる方々です。その方々が、やはり不登校について問題意識を抱えてい

らっしゃらないというのは少し寂しいのかなあという思いもします。意見がないということについては少し残念な思いがします。

なぜここでこういうふうに取り上げたかといいますと、8月6日にいちきアクアホールで「あなたのそばで県議会」が開催されました。市外から出席された方が、「この会場はなぜに出席者がこんなに少ないのか」と発言があり、市民の市政への関心の低さに苦言がありました。

大事な行政評価会議委員のメンバーの選出に当たっては、委員に何を求めるのか、年代や性別、あるいは任期の見直しなどいま一度整理されて、新しい風を取り入れる方法も検討されたいと思います。人材バンクの登録者を増やすなど、登用の方法を整理することで市民の市政への意識が高くなるのではないかと思います。

今後の検討課題として取り組まれることを切望しておりますが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（瀬川 大君） 行政評価会議委員につきましては、教育に関し学識経験を有する者の中から、毎年、教育委員会が選出し、委嘱をしているところでございます。

行政評価会議は教育分野全般にわたり御意見、評価をいただく会議でございますので、特に若い年代からの人材選出をはじめ、女性、学校教育及び社会教育に識見を有する方々から意見等をいただくことができるよう、選出に当たりましてはその選出の在り方等について教育委員会でも検討してまいりたいと思います。

○10番（東 育代君） ただいま答弁いただきました。

毎年選出していると。毎年選出しているのに顔ぶれがあまり変わらないと。長い人は本当にもう10年以上、それ以上の方もいらっしゃいますので、私が申し上げるのは、任期の見直しなどいま一度整理されて、新しい風を取り入れる方法も検討していただきたい。ここを望んでおりますので、ぜひ今後の課題としていただきたいと思います。

次に、校内教育支援センター、校内フリースクールを早急に設置すべきではないかについて伺います。

令和4年6月に文部科学省の不登校に関する調査研究協力者会議による報告書がまとまり、「文部科学省が今後の不登校児童生徒への学習機会の支援の在り方について、教育委員会や学校等に通知した」と記事がありました。その一つに、教育機会確保法に関する基本方針の学校現場への周知、浸透について示されております。

市には教育支援センターが設置されています。教育支援センターの登録者は、平成22年度からの推移では年々増加傾向にあります。ただ、令和3年度はコロナの影響でしょうか、登録者、利用者数、いずれも減少です。資料を見せていただきましたが、令和3年度不登校児童生徒62人に対して、教育支援センターの登録者12人ということでございます。

不登校児童生徒数に対しての教育支援センターの利用割合についてですが、この登録者数は12名、その中でも利用状況は4.2人から4.8人とあります。不登校62名、登録者12名、その中でも4、5人しか利用していない現状をどのように認識されているのか、課題を整理されてはいかがでしょう。

○教育長（相良一洋君） 令和3年度、教育支援センターの平均利用者数は年間を通じて4.4人であり、前年度に比べてマイナス4.9人という減少傾向がありました。これは新型コロナウイルス感染拡大による影響と考えられます。

今年度においては、現在、登録完了の児童生徒が10人、ほかに体験中の児童生徒もおりますので、今後、登録人数が増加する見込みがあります。さらに、6月、7月と漸次1日の利用者が増加している傾向もありますので、2学期、3学期と利用者が増加していくものと考えます。これに伴い、支援体制の強化、充実に向けて取り組んでいるところです。

現在、支援員2名を配置し運営しておりますが、今年度からは学校教育専門員も毎日訪問し、児童生徒への学習指導や励まし、声かけ等を行っています。

教育支援センターに通う児童生徒は、学習面だけでなく、望ましい人間関係を構築する力も身につけなければなりません。教育相談やグループエンカウンター等を通して個に応じた支援を充実させ、学校復帰とともに、社会的自立を目指した支援体制に努

めてまいります。

○10番（東 育代君） 今、教育長から答弁いただきましたけれども、コロナの影響というのはあると思うんですね。であれば、どうすればいいのかと。利用者が少ない。じゃあ、その先、どうすればいいのかと。問題をきちっと整理されたほうがいいのではないかと思います。

教育支援センターの支援員の先生方も一生懸命されていることも重々承知しておりますし、本当に利用した子どもたちは楽しんで行っていると。そして、次のステップに進んでいるという成果が出ていると思うんですね。でも、ここに行けない子どもたちがまだまだ、言ったら令和3年度で62名のうち12名しか登録もないと。この現状を捉えたときに、この市の教育支援センター、今までも何回か、「本当にここは大丈夫ですか」、「1か所で大丈夫ですか」というふうに問題提起をしていると思いますので、そこら辺の課題も少し、今後の整理されるべきことではないかと思っております。

早期発見及び支援ニーズの適切な把握のためのスクリーニング及び児童生徒理解支援シートを活用したアセスメントの意欲的な実施も国のほうで示されております。不登校への対応について協議してきた文部科学省の協力者会議が、教室とは別の場所で学習指導や相談支援を実施する校内教育支援センターの設置を促すことを盛り込んだ報告書のまとめがあります。「不登校兆候のある早期段階では、学校内に安心して心を落ち着ける場所があり、児童生徒のペースで個別の学習支援や相談支援を行うことができれば学習意欲の回復も期待できるなどとして、教育委員会主導の下で設置を拡大することを求めた」とあります。

特に不登校児童生徒の多い学校については、校内教育支援センター、校内フリースクールを早期に設置すべきではないかと思っておりますのでございませうが、いかがでしょうか。

○教育長（相良一洋君） 校内教育支援センターは、現在、全国的にも徐々にその広がりを見せつつあります。メディア等でも取り上げられておりますが、そのメリットとしては、校内に設置されるという点

において、担任が生徒の様子を見に来ることができると、手厚いサポートが可能となる点が挙げられています。しかし、取り組んでいる学校の多くが専任教員やスタッフの加配がなされない状況の中で運用しているため、学校運営上、大きな支障となっているのが現状のようです。

このように、校内フリースクール設置に伴う加配の配置等がない状況においては運営上の課題が大きいと考えております。これまでも、各学校においては不登校児童生徒が登校した際に、空き教室や保健室等で、当該児童生徒が安心して過ごせる場所を確保して対応しているところであります。

以上のことから、現時点においては各学校における空きスペースを有効活用し、不登校児童生徒が安心して過ごせる学校内の場所を確保した上で、教育支援センター等の各関係機関と連携を図り、支援体制を充実させるよう努めているところであります。

○10番（東 育代君） 加配が必要であり、運営は難しいと。これはやはり、今度は市の財政支援がないといけないということですよ。

ここになるとやっぱり市のほうで、市長のほうで、ここら辺について子どもたちをどこに据えるかということももう一回、きちっと整理していただきたいと思っております。

先ほども述べましたが、最初に学校に行きづらいつと感じ始めたきっかけについてのアンケートでは、先生のことや友達のこと、あるいは体のこと、いろいろありますけれども、特に人間関係については3割ということでございます。

これまでも保健室登校、あるいは図書室登校、多方面での支援がなされたことは承知しております。不登校児童生徒の多い学校、大規模校などの支援の方法は異なると思いますが、大事なことは、子どもたちの居場所があることだと思っておりますので、ここについても、今後、何とか進めていただきたいと。そして、その後、また教育支援センターに行きたくちと受けられる、その体制、システムづくりも必要ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育長（相良一洋君） 今、校内の教育支援センター、または、今ある市の教育支援センター、学校

との連携をどのようにして組織を構築していくか、今後の課題でもあるというようなことは十分承知しております。

今の現状を、各小・中学校ごとに課題をしっかりと捉えて、また、今後の対策を研究していかないといけないことだろうと覚えているところです。

○10番（東 育代君） しっかりと課題を捉えて検証していただきたいと思います。

ただ、現実として不登校児童生徒が県内では多いと、そして、増加傾向にあるというこの現実だけは捉えていただきたいと思います。

次に、タブレット端末の有効利用について伺います。

8月13日の新聞記事に、「長期休みで初の試み」とありました。タブレット端末を持ち帰り、紙ベースは昨年の半分とし、残りはデジタルドリルを利用と、積極的に活用されている県内の小・中学校の紹介記事がありました。

本市でも、コロナで登校できない児童生徒へのICTを活用したオンライン学習支援、タブレット端末を自宅に持ち帰る体制整備など検討されていることとは思いますが、学校ごとの取組によって学習環境に格差が生じないように望んでいます。

そこで、国は、感染症予防拡大や非常時に学びの場を保障するため、タブレット端末を自宅に持ち帰る体制整備を求めています。本市の現状と今後の方向性を伺います。

○教育長（相良一洋君） タブレット端末を自宅に持ち帰る体制整備における本市の現状と今後の方向性についてであります。

現在、通常時においては、全小・中学校で児童生徒の情報端末を持ち帰らせることができるようになっています。新型コロナウイルス感染症等で欠席が続いた児童生徒に対して、担任が情報端末を家庭に届け、オンライン授業を実施した学校が7校あります。また、宅習課題として、児童生徒が英語の発音練習をしている場面や体育のラジオ体操をしている場面などを自分で動画撮影し、担任にオンライン上で提出させている学校は4校あります。また、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖のため、全学

年3日間のオンライン授業を実施した中学校もあります。

今後は、市教育委員会として、全ての学校において、学校の実情に応じて持ち帰り学習や非常時におけるオンライン授業の準備を進めていけるよう、指導していきます。

その際、情報端末を活用して学習することや、情報端末を持ち帰って学習することの意義、使用時の約束事項、非常時になったときの操作方法等を、子ども、保護者、職員で共通理解することについても併せて指導していきたいと考えております。

○10番（東 育代君） ただいま答弁をいただきました。

コロナで学級閉鎖があったところには対応していたと。オンライン登校、オンライン7校ということでしたが、やっぱりここができる場所、できない場所もあったわけですので、学校ごとに、あるいは学習環境に格差が生じないように今後取り組んでいただきたいと思っています。

もう少しお聞きしていきます。

「不登校への対応について協議してきた文部科学省の協力者会議が、オンラインで対応する不登校児童生徒支援センターの設置の提案」という記事がありました。少し紹介しますが、熊本市では、市長からは「誰一人取り残さないという言葉をまさに制度として早急につくり上げる」、教育長のメッセージでは、「学校への登校が厳しい児童生徒への学習支援として、教育ICTを活用したオンライン学習支援を行います。来年度から本格実施に向けて、今年度はオンライン学習体験を行います」と紹介記事がありました。

背景には、「2020年のコロナ禍による一斉休校で、市内全ての小学校でオンライン授業を実施、学校への登校が厳しい児童生徒への学習支援として教育ICTを活用したオンライン学習支援を開始した。学校再開後もオンラインの学習支援を行った。すると、その生徒は放課後に顔を出すようになり、登校できるようになった」とありました。

既に不登校になっている児童生徒への支援については、オンラインを活用した学習支援や体験活動に

取り組む自治体も増えてきているようでございます。

本市でも、9月の補正予算で教育支援センター情報機器整備事業として150万円が計上されております。「ICT教育環境を整えるため、タブレット端末を整備」と説明があります。

学校への登校が厳しい児童生徒への学習支援として、教育ICTを活用したオンライン学習支援、不登校児童生徒支援センターについても併せて検討されたいかがでしょうか。

○教育長（相良一洋君） 不登校児童生徒に対する教育ICTを活用したオンライン学習支援についてであります。

これまでに、不登校児童生徒に対して担任が情報端末を家庭に届け、オンラインによる授業を実施した学校が1校あります。また、夏季休業中の学習課題を動画撮影し、ロイロノートで提出させている学校も1校あります。

オンライン授業を実施した学校からは、「教室で授業を受けているときと同じように授業に参加し、オンラインで友達と会話しながら、学級の友達とのつながりができた」という成果が報告されております。また、学習課題をロイロノートで提出させた学校からは、「子どもが生き生きと学習に取り組んでいる姿を映像で確認しながら、学習の成果を教師が的確に評価できた」という報告がなされています。

不登校の子どもも一人ひとり置かれた状況が違いますので、市教育委員会としては、学校が当該児童生徒の実態に応じた指導の在り方を不登校対策委員会等で十分検討した上で、オンラインの学習支援を行っていけるよう指導してまいりたいと考えております。

○10番（東 育代君） オンラインの不登校学習支援ということでもありますけれども、なかなか学校で、あるいは子ども一人ひとりに対してというのは厳しい状況ですね。学校ごとに取り組むというのも厳しいですね。と思うんですね。担任の先生方がその子どもたちに対して一人ひとりオンラインでということは難しいと思うんですね。

先ほどちょっと述べたのは、教育支援センターのほうに1人専門の先生がいらっしゃれば、今度はそ

の教育支援センターの中で不登校の子どもたちに対する不登校児童生徒支援体制というのも取れるのではないかという思いがしての質問でございます。

教育支援センター内に教育ICTを活用したオンライン学習支援、不登校児童生徒支援センター、いかがでしょうか。

○教育長（相良一洋君） 教育支援センター内でタブレット端末を活用して子どもたちにオンライン授業ができないかというようなことですよ。

このことについては、教育委員会でも、今、タブレットを購入して、そして、教育支援センターの子どもたちにもそういう授業が展開できないかということを検討しておりますので、今後、いろんな組織的なこと、学校との連携を図りながら研究して、できるだけ子どもたちの要望に応えられるように計画を推進してまいりたいと考えております。

○10番（東 育代君） いろいろな選択肢があると思うんですけども、やはり不登校の児童生徒を減らす、ここですので、この子どもたちの居場所をつくる、そして、学校復帰を促す、ここをきちっと整理していただきたい。そして、取り組んでいただきたい。このままどんどんどんどん増えていけば、本市は本当に元気がなくなると思うんですね。そこを何とか打破していただきたいと思っております。

最後に市長にお聞きします。

教育委員会事務事業点検評価結果報告書の中に、学校経営の充実、学力向上及びいじめ、不登校ゼロを目指すとあります。

先ほど述べましたが、不登校児童生徒への支援と対策は学校だけではできません。時代を先取りした取組、未来を担う子どもたちへの投資も重要ではないでしょうか。

本市の義務教育課程での学校生活が子どもたちの生き方を豊かにし、いちき串木野市民でよかったと胸を張って言えるよう、さらには、よき納税者となるよう、子どもたちの今を支える仕組みづくりを願っているところですが、不登校児童生徒の支援と対策について、最後に市長の見解をお聞きしたいと思います。

○市長（中屋謙治君） 壇上からも申し上げました。

残念ながら、今、62人という子どもたちが苦しんでいるわけです。62人、学校に行きたくても行けない。あるいは中には無気力、無関心という、どこに解決策があるのか大変難しいケースもあります。

私は壇上から申し上げましたが、これまでのアプローチ、果たしてこれでいいのか、違う側面があるんじゃないだろうか、もう一回考え直してみようじゃないか。今、教育支援センター、それから学校教育専門員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、いろんな形でもって、これまでどちらかという手段の議論をしてきたような気がするんです。いま一度原点に立ち返って、我々は何を目指すべきなのか、あるいは学校の目的って何なんだろう。子どもたちはこれから成長して大人になっていきます。社会人になっていきます。一人の大人として、社会人として自立して生きていける、それに必要な知識であったり経験であったり体力であったり、こういうものを学ぶのが学校だと思うんです。それがつつい手段の議論になってしまっている。あるいは、我々はどうしても大ぐくりで話をしています。

教育支援センター、果たして万能か。62人不登校の子どもがいれば、62人のカルテがあって、そして、62通りの処方箋が必要だと思うんです。その原点をいま一度立ち返って、何が足りないのか、どういうアプローチが必要なのか。壇上から申し上げました、いま一度学校の教育の目的、そして、学校教育だけなんだろうか。社会教育の側面はないか。基本的な家庭生活、社会生活ができる、その基本を親がしっかりと子どもにしつけができていないか。あるいは一生懸命頑張らなければという姿、背中を親が子どもに見せているか。そういった社会教育の面もあるんじゃないかと思っております。

そういった意味で、繰り返しになりますが、いま一度これまでの取組を点検しながら、何が 필요한のか、どういうアプローチが必要か、そして、一人でも子どもたちが立派な大人になって自立した社会人になれるような学校教育の在り方、何が大事かということをおも一度考えて議論していったらと、このように教育委員会のほうに指示をしたところでござ

います。

○10番（東 育代君） 最後に市長の力強いお言葉をいただきました。これからの子どもたちの一人ひとりに寄り添った政策を期待したいと思います。

これで一般質問の全てを終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（濱田 尚君） 次に、中村敏彦議員の発言を許します。

[8番中村敏彦君登壇]

○8番（中村敏彦君） おはようございます。

個人的な話ですが、病気治療のために一昨年9月議会以来の一般質問となりますが、通告に従い、まずは人口減少対策について伺います。

先ほどの同僚議員の質問に対する市長の熱い答弁がありましたので、引き続き、そういう議論ができればと思っております。

一昨年の出生数84万人、昨年が81万人、さらに今年の上半期は40万人を切り、過去最低を更新する見通しと報道されました。本市の少子化と人口減少率は、総合戦略で分析されたとおりに、さらに深刻な状況と言わざるを得ません。

少子化について、昨年5月30日付の南日本新聞社説は、「新型コロナウイルス感染拡大による経済情勢の悪化や、通院や里帰り出産に不安が生じたことで妊娠控えが起きていること、コロナ禍で妊娠出産に臨む人たちを支援するとともに、コロナ収束後を見据えた具体的な少子化対策に取り組むべき」と訴えております。

コロナ対策にとどまらず、各自治体は、国立社会保障・人口問題研究所の人口減少カーブを克服すべく、しのぎを削っております。中屋市長誕生後、昨年12月、本年3月、そして6月議会、合計25議員が一般質問に立ち、実にその3分の1が人口減少対策に触れております。それほど市民の関心の高さを示していると思っておりますが、改めて人口減少社会に対する市長の基本的な考え方をお伺いして、ここでの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 中村敏彦議員の御質問にお答えをいたします。

人口減少社会に対する基本的な考え方についてであります。

私は、この人口減少社会への対応は、極論すれば、国・地方を通じた少子化対策、この一言に尽きると思っております。

先ほど議員のほうからもありました、令和3年の人口動態統計が先般発表をされました。我が国の令和3年の出生数は81万1,601人ということであり、合計特殊出生率1.30、こういった数字でございます。

これは、国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる国の機関が将来人口推計を出しておりますが、この推計を6年も前倒しをするという、これまでの推計値より6年前倒しで急速に少子化が進んできております。そして、一昨年来のコロナによって婚姻数が極端に少なくなってきております。すなわち、今の社会からしますと、結婚の組数が少なくなるということはおのずと出生数も少なくなるということで、今後、このコロナ禍による婚姻数の減少も加わって、さらなる出生数の減少につながるものが危惧されているところでございます。

改めて申し上げるまでもなく、このまま少子化が進行していきますと社会経済に重大な影響が及ぶわけであり、社会保障制度の持続可能性、あるいは経済の先行きが大変不安だ、労働力不足によりまず経済成長も減速するであろう、現役世代の負担もますます増加していくであろう、さらには私ども地方においてコミュニティの崩壊ということも懸念される、大変深刻な事態が少子化によって懸念される、こういうことであろうかと思っております。

そういうことで、国のほうでは、あるいは一部機関では「国家存亡の危機」とかいう言い方もされております。私は、今や少子化問題というのは一地方の問題ではない、我々地方だけの問題ではない、国民共通の重大な危機であり、国家存亡の危機、そして、今、防衛議論というのが盛んにされておりますが、少子化というのは国の静かな有事だと、有事も二つあって、静かな有事というのが少子化だと、こういうふうにも言われております。

これまで現在の少子化の原因、あるいはその背景

について様々なところで議論がなされてまいりました。そして対策も取られてきましたが、残念ながら十分な効果が得られたとは言えない、こういう状況にあるかと思っております。

中でも、少子化の大きな原因とされます非婚・晩婚、結婚しない人が増えている、あるいは結婚するのであっても従来からすると年齢がいつからの結婚、いわゆる非婚・晩婚は、経済的な不安や出会いの機会が少ない、こういったことが大きな要因だと言われております。

アンケートによりますと、若い世代のほとんどがいずれ結婚するんだということを希望しながらも、それがかなえられない現状もあります。数字で申し上げますと、生涯未婚率、50歳に至るまでに1回も結婚しない方が、直近のデータで、これは2020年です。2年前の数字になりましょうか、男性が28%、女性が18%という方が結婚をいずれしたいと思っております。いたけれどもそれがかなえられない実態があるんです。

少子化解消は教育や社会保障制度、あるいは雇用の問題、幅広い分野に関わる大きな課題であります。私は、本市において、でき得る限り取れる対策を考えていくべきであろう。すなわち、未婚・晩婚対策のみならず、子育て、医療、福祉、そして教育、市民生活の面は大丈夫か。あるいは雇用や産業、公園整備、こういった様々な分野における、これからの社会を担っていくであろう子どもたちを真ん中に据えてと。

こども家庭庁というのが発足をいたします。子ども真ん中社会というのを言い始めております。こういった意味で、私どもはこれから若者と子どもを真ん中に据えた形の取組が求められるのではなかろうかと思っております。こうした取組が本市の特色として我が市の魅力を高め、住んでみたい、そして住んでよかったという我が町への誇りと愛着、そして、市民の満足度向上につながっていくという流れではなかろうかと思っております。

こうした取組を進めることで人口の流出に歯止めをかけ、そして、外部からの移住・定住も促進される、こういった人口問題への取組につなげていけれ

ばと思っているところでございます。

○8番（中村敏彦君） 市長答弁の最後のほうで言われました、市長マニフェストに沿った様々な政策を提案されております。

そのことについて、先ほど申し上げました25名の議員それぞれで質したところではありますが、それに対する市長のこれまでの答弁で、「広聴機能を高め市民ニーズを把握し政策に反映する」ということを繰り返し答弁されております。

そこで伺いますが、先に紹介しました新聞社説は、内閣府調査の国際意識調査で、日本人回答者の6割が、日本は子どもを産み育てにくい国と答えております。一方で、ヨーロッパ諸国では逆に8ないし9割が産み育てやすい国と答えていると紹介しておりました。

令和2年12月議会、同僚議員が人口ビジョンと実際の人口数の乖離の原因について質したところ、答弁としては、「出生数の減少が原因である」と答弁されております。さらに、出生数の減少の最大の要因については、昨年3月策定の総合戦略で、若い世代の流出が多いこと、その原因は、公園、スポーツ、レジャー施設が整っていないというアンケート結果に基づく分析がなされており、まさしく国際意識調査と同様に、本市も子どもを産み育てる環境が不十分であると言わざるを得ないと思います。もちろん市長もそのことを認識の上で先ほど答弁されたと思います。

市長は現在の市民の意識、行政への期待をどのように把握され、どのように認識されているか、再度伺います。

○市長（中屋謙治君） 私はこれまでも、市政運営の中で、やはりスタートは市民の皆さん方の意見を聞くこと、これが行政のスタートであろうということで、広聴機能の充実というお話をさせていただいていると思います。市民の意見やニーズを把握するための広聴機能であります。

話はちょっとずれますけれども、我々の行政の目的をいま一度振り返って考えてみたときに、これも極論ですが、私は二つだということを申し上げたことがあると思っております。行政の役割として、一

つには、市民に夢や希望を持ってもらう、そして、それを行政としてどういう形で支援ができるか、これが一つであろう。もう一方で、日々の生活の中で不満や不安、悩み、苦しみ、一人で抱えきれない問題について、行政と一緒に寄り添って解決策を考えて、そしてどんな手助けができるか。極論すると、我々の行政、あるいは政治とっていいのでしょうか、目的としては、この二つに収れんするのではなかろうかと思っております。

市民に夢や希望、生きがいを持って明るく前向きに頑張ってもらえるように、行政としてお手伝いすること。そしてもう一つ、一人で抱え切れない問題を行政も一緒になって解決策を考えて、そして一緒に取り組むこと、この二つであろう。これは行き着くところ、皆さん方の夢や希望、あるいは不安や不満を聞くという、ここから始まるであろうという考えでございます。

そういうことで、広聴機能の充実の具体的な取組として、今年の4月から、まずはコロナ禍ということではなかなか直接お会いすることができない状況であります。そういうこともありまして、ホームページ上で「市長へのご意見箱」という、どなたでも自由に、先ほど申し上げたような意見を出す場を設けたところでございます。

なかなか面と向かって言いづらい、あるいは自分の名を名のって意見を言うことがはばかれる、こういったものも結構ですという形で、市のホームページ上に「市長へのご意見箱」というのを設けて、皆さん方からいろいろ御意見を受け付けております。

そして、やはり直接面と向かってというのが一番の意見を聞ける場だと思います。コロナがどうしても気になる部分があります。どういった名称がいいのか。市長公聴会とか聴く会、そういう名称になるかと思いますが、各種団体、いろんな皆さん方と直接お会いをして、そして、生の声、現場の生活実態、こういうものをしっかりと把握する。これが行政のスタートであろうと思っております。そういう意味で広聴機能の充実。

そして、事あるごとに私は職員に申し上げております。我々が目指すべき市役所というのは、何だか

んだ言っても、やはり最後は市役所が頼りになる市役所でないと駄目だよ、頼りになる市役所を目指していこうではないかと、そういうことを申し上げているところでございます。

これであってもやはり原点、スタートは、市民がどんなことを考えて、どんなことに苦しんでいらっしゃるのか、ここをお聞きする、把握することからスタートであろうと思います。

こういうことで、なかなか思うような活動はできておりませんが、広聴機能の充実に取り組んでいきたいと思っております。

○8番（中村敏彦君） 本当に大事なことだと思います。

あえて申し上げますと、合併直後の他市に先駆けて実施したいいわゆる未来の宝子育て支援、経済的支援ですね、これは本当に間違いなかったと思います。

ただ、先ほど質問した同僚議員が絶えず切れ目のない子育て支援を訴えておられましたが、なかなかスピード感やタイミングが合わなかったのではないかなという思いがしております。

これについてはまた改めてするとして、これまでの中屋市長の答弁の中で、2番目に移りますが、「競い合いではなく、市民の満足度を高める」という市長の考え方に関しては、私もちょっと新聞の切抜きを持っていましたので、先ほど紹介した国立社会保障・人口問題研究所の林玲子副所長がこんなことを言っていました。「少なくとも1970年代は食料問題やエネルギー環境負担等を念頭に、政府にとっても人口減少は望む未来であった。人口規模に合った社会制度をつくるべきだ」ということを昨年新聞記事で目にしました。

市長の、市民満足度を上げることが結果として人口増につながるという考え方を理解するものでありますが、その上で質問をいたします。

冒頭の答弁の中で公園整備も言われましたので、長崎鼻公園の再整備について、私は、平成30年6月、令和2年3月議会で水俣市を参考に申し上げたことがあります。水俣市がエコパークを開設した平成19年、それ以前の10年間は、実は人口減少率、合計特殊出生率ともに本市が優位でありました。しかし、

残念ながら、このエコパークができてから以降は二つとも本市が劣っているということを紹介しながら、早急な公園整備が必要ではないかということをお求めまいりましたが、そのことで整備方針が決まりましたので、現段階での計画内容と進捗状況について伺います。

○都市建設課長（吉見和幸君） 長崎鼻公園の再整備につきましては、令和3年度に実施いたしました基本構想で、公園の利用者へのアンケートの実施を行うとともに、土地利用状況調査及び法規制などの計画上の課題を整理しております。

基本構想で実施したアンケートを基に、ちびっこ広場や多目的ゾーンなど複数のゾーニングを行っておりますが、施設整備費や整備期間、完成後の管理形態も含むランニングコストなどが課題と捉えて、エリア全体の中で補助金や市債、そして、民間資金活用など効率的な財源区分が図れるよう、庁内委員会にて検討を行っております。

この中で、特に海浜児童センター周辺を中心に、工事着手から完成までを短期間で行えることや、管理形態、事業費の平準化の観点から、民間資金の活用も選択肢と考え、現在、サウンディング調査にて、参入意欲も含め、意見調査を行うこととしております。

○8番（中村敏彦君） このことについては、昨年12月に同僚議員が質問しております。

そのときの民間活用ということは、つまり設計整備と運営、これに関して民間活用を考えているという受け止めでいいですかね。

○都市建設課長（吉見和幸君） 民間事業者等の資金やノウハウも活かした施設整備、管理運営ということで、いわゆるPFI方式の導入を検討しているところでございます。

具体的には、基本構想でゾーニングされた一部の区域、特に平場でございます海浜児童センター周辺において、屋内施設など建築物を想定するエリアにおいて、民間事業者が施設等の設計・建築を行い、建築後は施設を市に権利を譲渡する、その後、施設等の維持管理を民間業者が行うことができないかというようなどころを検討しているところでござい

す。

このためには、民間業者の意向も不可欠でございますので、まずはサウンディング調査を行い、併せて、補助金、市債を活用し実施する方法と比較検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

○8番（中村敏彦君） 今朝の朝日新聞に載っていましたね、都市公園の再生について。官民連携が、いいところもあれば悪いところもあるというような内容。完全に読んできていませんが。

整備と運営に関する民間活用と受け止めて、その上でちょっと提案なんですけど、いつも議会で問題になる、例えば、薩摩藩英国留学生記念館の近くの危険廃屋、要するに景観を損ねるあの問題がいつも話題になりますが、それが懸念されるグラウンドの北側に危険廃屋がございます。多分、担当課には近隣の住民から要望やら行っていると思うんですが、その活用や、阿蘇ファームランドや東京オリンピックを境に北部九州のホテルで結構はやっているキッズボルダリング、それをホテルアクシアくしきのの少し利用が減っている広間を活用して設置したり、できたら市が進めようとしている健康増進、全天候・全世代型のコンセプトに合うのではないかなという思いがするんですが、検討できないかを伺います。

○都市建設課長（吉見和幸君） 長崎鼻の再整備事業の区域としましては、都市公園である長崎鼻公園と隣接します串木野体育センター及び駐車場を含む約9万5,000平方メートルで検討を行っております。したがって、隣接の民有地のところにつきましては、現在、構想の中には入っていないところでございます。

今後、計画をつくるに当たりまして、先ほど申しました民間のノウハウ、そういったものを活用していきたいと考えておりますので、現在のところは検討には入っていませんが、また今後、隣接するホテルアクシアくしきのとの連携等もでございます。広い意味で全体的な計画をつくった上で、それぞれの施設を有効に使えるようなものとしていきたいと考えているところです。

○8番（中村敏彦君） ぜひ検討に加えていただきたいと思います。

8月10日のMBC「てげてげ」で、タレントの竹之内雄太さんが各地の海水浴場を巡って、長崎鼻プールにも来て、海岸近くで海水を利用したプールは県内で一つだということ褒めてくれました。紹介してくれました。本市の貴重な財産だと思っております。

かつてプールと公園、児童館、それに国民宿舎も絡んで、夏休み期間中は、市民はもとより、多くの近隣市町村の子どもたちが集う場所でありました。

ぜひとも市民ニーズに合致した早急な公園整備が期待されますけれども、市長の思いを伺います。

○市長（中屋謙治君） これまで長崎鼻公園は、今述べられたような人の集う場所であったわけです。残念ながらそういう状況が薄れつつある。そして、施設もそれぞれ老朽化しつつある。こういう中で、長崎鼻公園再整備、リニューアルをしようではないかということで、数年前から作業に入っているわけでございます。

少し時間はかかっております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、本市の特色、そして魅力がこれからの本市の大切な財産になるんだという考え方で、少々時間はかかっておりますけれども、言葉が適切かどうか分かりませんが、本物といいましようか、他市にあるからそれをそのまま持ってきてということではなくて、本市ならではのそういった考え方の中で、そして、一方では財源の制約等々もあります。民間活用をうまく使えないのか、あるいは造った後の維持管理という観点での検討も必要だということで、今、課長から説明しましたようなPFIを含めた形の運用の在り方、整備の仕方、こういうことも検討しているところでございます。

引き続き、早急な整備に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○8番（中村敏彦君） 何事もスピード感が大事だと思いますので付け加えておきます。

通告の3番目に入ります。

これも総合戦略の中にもありますのであえて言いますが、直近、平成27年の県統計によりますと、本市から市外へ通勤・通学している市民は4,990人となっております。いかに若者の働く場の確保、その

ための企業誘致、育成が極めて重要であるかというのを示していると思います。

これまで食のまちにマッチングする企業誘致が強調されてきましたが、後期総合計画や1週間ぐらい前に、MINATOよりあいオフィスを紹介した新着のジチタイワークスでは、IT企業の誘致をうたっております。

そこで聞きますが、雇用創出が期待できる労働集約型企業の誘致とITに関する企業誘致の位置づけ、まず一つ、それと、誘致を期待するIT企業の業態、いわゆるハード事業なのかソフト事業なのか通信事業なのか、及び、実現の可能性について、3点伺います。

○企画政策課長（北山 修君） 企業誘致についてでございます。

雇用の場を創出し、特に若い世代の方々の流出抑止や定住を図る上で、企業誘致は人口減少対策の中でも大きな手段の一つであると考えております。

この新たな工業団地、今整備を計画しているところでございますが、工業団地につきましては、本市が食のまちを標榜しているということから、基本的には食関連産業の製造業を業態とする企業の誘致を想定しているところでございます。

しかし、これにこだわらず、例えば、IT関連の製造業、事業所等からこの工業団地への進出の申出がありましたら、その事業計画等を審査し、多くの雇用が見込め、周辺への影響が小さいなど支障がなければ誘致することもあり得るのではないかと考えております。

誘致の実現性についてでございます。これにつきましては、これまでも直接、あるいは県の産業立地課を通じまして、用地等を求める企業のお問合せ等も複数あります。そのためにも、受皿としての工業団地の整備を進める必要があるのではないかと考えております。

○8番（中村敏彦君） 昨年の九州経済白書で「企業誘致の好機である」とうたっておりますが、そのとおり、昨年の新聞紙上で見る、立地協定を結んだ自治体が本当に南九州は多いなと思っております。ぜひそういう働きかけをしていただきたいと思います。

おります。

次に、進みます。

平成27年12月、移住・定住を促進する手段として、市内事業所の全従業員の3割を超える市外からの通勤者への定住促進策のPRを提案しました。

そのとき、当時市長は、「4,000人ほどおられるみたいなので、その方々に期待して検討したい」と答弁されておりましたが、串木野警察署前の朝夕の通行量の多さ、そして、夕方の分遣所前から湯之元の町なかまでの渋滞状況を見ると、西薩中核工業団地内で働く方がさらに増えているのではないかと推察するものでございます。

改めて、他市から通勤されている方々への定住促進策のPRについて、どのように検討を実施されたか、伺います。

○企画政策課長（北山 修君） 市内事業所に勤務される市外居住の通勤者への定住促進策についてでございます。

令和2年の国勢調査によりますと、本市への流入人口は4,658人となっております。主には鹿児島市や薩摩川内市、あるいは日置市などからの通勤・通学者となっております。

本市では、これまで定住促進補助や麓土地区画整理事業等によりまして魅力的な宅地を造成するなど定住促進のための事業に取り組んできており、通勤者が定住できる環境づくりを図ってきておりまして、一定の効果はあったものと考えております。

第2期総合戦略では、本市の産業基盤の強化を図り、また、若者や女性が安心して働ける雇用環境の創出、子どもを安心して産み育てられる環境整備、そして、本市の魅力を高め、町への愛着と誇りを深める、こういったことに取り組むこととしております。具体的には、先ほど申し上げましたIT関連企業の誘致であったり長崎鼻公園の再整備事業のほかにも、子育て安心サポート事業であったり食のまちPRパートナー連携事業など、ハード、ソフト、それぞれの事業に取り組んできているところでございます。

こうした取組を進めることで、本市に通勤・通学している方がいちき串木野市に住んでみたいと思っ

ていただく、こういうことで定住につながっていくことを期待しているところでございます。

本市の取組、特に若い世代を対象にこうした取組をPRし、いちき串木野市に住んでみたいと思っただけのよう、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○8番（中村敏彦君） 特に目新しいのはなさそうですが、先ほども答弁の中で市長が、「ホームページに首長への意見箱をつくった、アップした」ということを言われましたが、正直言って、ホームページやら私もLINEアプリにつないでアクセスしているんですが、そこにアクセスする人は興味を持った人なんですね。例えば、いちき串木野に移住したいけれどどんな条件があるんだろうと思う人はそこに来るんだけど、それ以外、要するに4,600何名と言われましたが、その人たちを押しなべてターゲットにしていくにはもっとほかの方法があるんじゃないかなと思ってちょっと調べたら、こんなのが見つかりました。

移住体験ツアーはやっているんですが、これもそうですね、富山県砺波市は、子育てをしている通勤者にいろんな勉強会をしたりしているので、これにちょっとヒントを得たんだけど、移住・定住支援策をポスターにして、各事業所の従業員出入口に貼らせていただくというのはどうなんだろうかと、そしたらいろんな通勤してくる人たちが見てくれるので、「あ、串木野にはこげんことがあるもんじゃ」といって興味を持っていただけるんじゃないかなと思いました。

そこもぜひ検討課題にさせていただきたいんですが、ちょっと時間ありませんので次に移ります。

もう一つは、今度は逆ですね。平成3年12月に議会で、岡山県の津山市を例に、津山市はインターシップ制度、親子企業見学会、受験旅費支給などで若者への定住支援策をしていることを紹介しました。そのときの答弁は、「第2次総合戦略策定への反映を検討したい」と答弁されておりました。

今回、高校卒業生の就職支援のためのモニター機器購入費が補正予算に提案されておりますが、そのほかにどのような支援策を検討されているか、お聞

きいたします。

○市長（中屋謙治君） 若者の定住支援策ということで、今、岡山県の津山市の例を御紹介いただいたところでございます。津山市の資料を見てみますと、いろんな形で取組をされているようでございます。学生のためのオープンジョブであったりとか企業説明会、あるいは奨学金についても工夫をして、いろんな取組をされているようでございます。こういったものを参考に、今後どういったものがいいのかというのは検討させていただきたいと思えます。

少し話はずれますけれども、先々月、私は、港湾の関係で、実は北海道のほうに出張する機会がございました。その機会を利用して、かねていきたいな、勉強したいと思っておりました東川町という、人口が8,400人、旭川のすぐ隣、旭川空港に近い、条件的には恵まれていると言えいいんでしょうか、そういうところでございます。30万都市の旭川市に隣接して、そして空港に近いという恵まれた立地条件でありますけれども、人口規模8,400人、そして、町の税収は10億円に満たない団体規模の町でございます。本市の人口規模、団体規模からしますとおよそ3分の1というところでありますけれども、かなりユニークなといえましょうか、思い切った取組をされておりますので、少し御紹介させていただければと思います。

今後の取組に参考になればと思って、まず一つが、ここは写真の町というのを早くから提唱されております。もう35年になるんだそうです。

コンセプトとしては、写真写りのいい町、写真写りのいいまちづくりをしよう、あるいは写真写りのいい人づくりをしよう、そして、写真写りのいいものづくりをしましようにと。「写真」という一つのものを中心として人づくりとなりますと、これは社会教育の面だろうと思えます。心が表情に出ると言いますので、写真に写ったときにいい顔している人をつくりましょと。そして、まちづくり、あるいは物づくりであっても写真に写って、「うん、なるほど」と言ってもらえるものをつくらうと。こういったコンセプトの下に、写真の町というのを提唱されて、一番有名なところでは、写真甲子園というのを

開催されております。全国の高等学校の写真部、写真クラブ、地区予選を勝ち上がった学校が年に1回、北海道に、たしか1週間ほどとお聞きしましたが、ホームステイをしながら町なかを、先ほど申し上げた写真写りのいい人を探して、写真写りのいいものを探して、そしてコンテストをするという写真甲子園ということで、写真の町を提唱され、もう35年になるんだそうでございます。

それと2番目が、これはたしか以前、ここでも御紹介されたかと思えます。国内で唯一、国内でたった一つであります、町立で留学生向けの日本語学校を設置されております。そして、授業料、寮費の半分を町のほうで奨学金という形で助成されております。さらには、台湾とかタイとかこういうところに留学生支援事務所を海外5か所設置されております。こういった奨学金関係含めて、毎年、年間4億円の経費を留学生支援という形でされております。

それから3点目に、旭川家具という、木工の家具の関係では旭川というのはかなり有名なブランドなんだそうです。この旭川家具の職人のおよそ3割の方がこの東川にいらっしゃるということを活かして、木工の町という取組をされております。

二、三紹介しますと、一つ目、赤ちゃんが誕生します。そうしますと、この旭川家具で新生児に「君の椅子」というプロジェクトを提供されて、ものすごく高級感のある心の籠もったお祝いをされております。同じように、今度は中学生。中学生は3年間、自分の椅子を、席替えはもちろん、1年から2年、2年から3年と進級するとき、その自分の椅子を持っていく、そして、卒業記念にその椅子を自分で持ち帰るということをされております。

ある女性の話ですが、この中学校で使った椅子を嫁入り道具に持っていくんだと、そんな話をされたそうでございます。

さらには建築家の隈研吾さん、あるいは椅子研究家で織田憲嗣さんという方がいらっしゃる。こういう方々との連携ということで、木工の町というのをされております。

最後になりますが、外国人青年招致、あるいは地域おこし隊を有効に活用されて、国際交流員、ある

いはスポーツ交流員、こういった方々がおおよそ20名、そして、本市でいいますとふるさと納税を担当するこういった業務に50名の地域おこし協力隊員を採用されております。こういったユニークな、そして独自の取組をされております。

すみません、ちょっと長々なりましたが、何を言いたいかと申しますと、やはり移住・定住促進するためには周辺の町にない独自のもの、魅力をつくる取組が必要ではなからうか。このことが周りから人を呼び寄せる。定住につながっていく。こういうことを考え、先ほど来申し上げております子育て世代の方々の結婚から出産、そして子育て、教育、就業、全般にわたる取組、本市の財政状況、あるいは団体規模あります。こういうものを勘案しながら、魅力づくり、具体的な取組を進めていきたいと思っております。

○8番(中村敏彦君) 総合戦略で、そもそも求人倍率2倍という、今、いちき串木野の好条件を活かすべく報酬を提起しています。しかし、具体策がないのでこうやって一般質問に取り上げておりますので、ぜひ、今市長が言われたようないろんな政策を検討して、市民ニーズに合った取組をしていただきたいと思います。

その上で、最後になりますが、昨年の南日本政経懇話会で、講師の日本総合研究所の藤波匠氏が、さっき市長が言われているとおりなんです、「若い人たちの処遇、労働条件や暮らしが改善されなければ出生率上昇はあり得ない」と提言されております。

今年の6月でしたか、南日本新聞を含めた九州3紙合同調査では、82%が給与、処遇に不満だという記事もありました。そういう意味では、この間、市長がずっと答弁されております、役所が率先し、地域に広げると言われたイクボス宣言のように、労働条件や福利厚生全般、人員配置においても働きやすい職場のモデルとなることが重要かと思えます。

その上で、通勤・通学者への移住・定住支援策、あるいは本市で生まれ育った若者に就職支援策を充実していく、そのことで効果が倍になると思っておりますので、最後、これを申し上げてもう終わります。市長の見解を聞きたいと思ったんですが、あと

時間がありませんので、こういうことを申し上げて次に移ります。

次に、通告の消防力強化について伺います。

鹿児島市消防救急隊に密着取材し、コロナ禍の救急出動の実態を伝えた8月19日の南日本新聞、お盆期間にNHKが放送した救急出動のドキュメントを見て、救急隊員の今日の厳しい実態を知ることでした。

さのさ通りの近くに住んでいると、毎日、何回も救急車が出動するのを耳にして、救急出動の実態が気になりまして、調査をいたしました。

統計によると、合併16年間で、過去最高の出動は平成22年の月平均105回、少なかったのは平成30年の97回、消防署に聞きますと、今年は例年の1割増で推移しており、7月の出動件数は例年の1.5倍、148件、8月が150件ということでありましたが、この出動件数のうち、コロナ感染などの急病や事故、その他の割合はどのようになっているか、まず伺います。

○消防長（谷口浩貴君） 救急出動についてであります。

救急件数、1月から7月までの同時期3年を比較してみますと、令和2年690件、令和3年704件、令和4年は764件と増加傾向にあります。中でも、今年は熱中症24件、コロナ搬送は17件となるところであります。

増加の要因としては、熱中症やコロナ搬送を含む急病人が増えていることが要因と考えています。

○8番（中村敏彦君） 増えている要因は熱中症、コロナによるという、これは推測できることでありますので、分かりました。

先ほど紹介したテレビ新聞報道によると、コロナ感染防止のために常態化している防護服着用のため、出勤準備に通常の3倍かかるということや、搬送先が決まらずに出動から病院に到着するまで1時間以上要した事例、あるいは行政区域を越えた搬送等も耳にしましたが、本市消防の実情はいかがでしょうか。

○消防長（谷口浩貴君） 救急隊員は、マスク、手袋、感染防護服等により感染防止対策を万全に備え

て現場活動を行っております。また、コロナ患者搬送に際しましては、救急車を養生するなど感染防護を強化して対応し、病院の選定については、なかなか受入先が決まらずに、霧島市へ搬送したケースも出ているところであります。

○8番（中村敏彦君） 防護服を着替えるだけかと思ったら、そうですね、出動した後の消防車自体の消毒もされているということで、なお負担がかかっているんじゃないかなと思いました。

次にちょっと聞きますが、真夏日が続いた中で、長い時間の防護服着用による消防隊員の健康障害が心配されますが、そのような事例は本市消防にはなかったのかどうか。

○消防長（谷口浩貴君） 本市の1日当たりの救急件数は約3件であります。本年7月は約5件となっておりますが、十分に対応できていると思っています。

また、猛暑の中、防護服着用での活動となっておりますが、適宜水分を補給するなどの対応をしておりますので、体調管理や通常の勤務には支障がないところであります。

○8番（中村敏彦君） 消防職員の皆さんの本当に並々ならぬ努力の結果だと思っております。

ここで、ちょっと市長にお伺いします。

平成28年6月及び30年9月議会で、私は、消防職員の総務省消防庁の配備基準95人に対して現員数48人で、充足率50.5%は県内消防署、消防組合の中で下から2番目に低いことを指摘しました。ちなみに、そのときの県の充足率の平均は68.7%でした。

その上で、一人でも二人でも増員できないかとの問いに対して、「近年の災害状況を踏まえ、消防庁舎の整備含めた強化を検討」との答弁でありました。

先ほどの出動状況を踏まえると、消防士の増員が喫緊の課題と思いますが、市長はどのように認識されているか。

また、令和2年度末で全国平均3.2%、県内ではこの間5年間で18人増えて、9本部で31人となっている女性消防士の採用計画はどのようか、伺います。

○消防長（谷口浩貴君） 職員の充足率についてであります。

充足率の算定につきましては、消防車両等を運用

するために必要な隊員数や通信員、また、庶務のために必要な人員との合算値であります。本市の充足率は50.5%であります。人員及び車両の効率的な運用に努めているところであります。

具体的には、再任用職員や会計年度任用職員を配置して職員の事務量を軽減するほか、当直隊長の本部兼務を解きまして、現場対応に専念できる環境を整えるなど、消防力の強化に努めているところでございます。また、本部体制を整理合理化し、現在、2課にわたっている消防団事務を一元化するなど、事務の手續を簡素化できないか検討しているところであります。

次に、女性消防士の採用計画であります。

国においては、女性活躍の推進を成長戦略の重要な柱と位置づけ、女性消防士の採用について消防庁通知により令和8年度までに5%の目標が定められております。採用することで、住民サービスの向上や組織の活性化などが期待されているところであります。

当消防本部におきまして女性消防士はどのような業務を担うのか、また、期待される役割などを十分に研究し、今後、取り組んでまいりたいと思っております。

○8番（中村敏彦君） 今いる人員でやっていかざるを得ない、消防長の答弁でございましたが、やはり48人というのは絶対数が足りないんじゃないかなと。

市長にお伺いしたいんですが、確かに人口比ではそれほどないと思うんですが、ちょっと計算してみました。私も県の資料で、職員1人当たりの人口は585人で、下から8番目です。最下位は職員1人当たり市民の数が垂水で338人でした。面積は、本市は2.34平方キロメートルで、枕崎の1.8、始良の2.31に次いで3番目です。決して人口が少ない、広さが狭いという理由だけで絶対数を48でとどめているのは本当にいいのかなと。市民の命を守るべく、重要な部署でありますので、再度、増員の計画はないかどうか、市長にお伺いをいたします。

○市長（中屋謙治君） 人員については、御案内のとおり、定員数としては48人、これに再任用職員、あるいは会計年度任用職員、こういったものを補って、できるだけの対応をしていると考えております。

先ほど消防長からもありましたように、消防の整備指針というのがございます。これについては、消防車両であつたり救急車であつたりこれに必要な人員、それから、通信員とか事務をする職員、こういうことで示されるわけですが、併せて、地域の実情を勘案して消防職員は配置すべきだということが示されているところでございます。

確かに議員おっしゃいますように市民の安心安全、そういった側面からしますと、もっと職員を、そして充実をするという意見は当然だと思っております。同時に、一方で我々は、市民の立場からしますと、やはり少数精鋭、最少経費で最大効果ということも同時に求められているところでございます。

先ほど申し上げたような再任用職員であつたり会計年度任用職員、消防職員の今の定数、そして実際の勤務運用の在り方、こういうことを勘案しながら、今、取り組んでいるところでございます。

○8番（中村敏彦君） そうですね。以前の質問での答弁で、「消防庁舎の整備含めた消防力の強化」とも言われました。さらに、令和2年12月議会、同僚議員の質問に対する答弁で、「分遣所の統廃合で消防力を強化できる」と答弁もされております。

ただ、先ほど消防長からありましたように、女性消防職員の採用は全国的に進んでおります。そのことを考えると、この議会に提案されておりますコロナ感染対策としての消防庁舎の整備にとどまらずに、抜本的な消防庁舎の整備が必要と考えますが、新たな庁舎建設の計画について、あるのかないのか、市長に見解を伺いまして、この質問を全て終わりたいと思っております。

○消防長（谷口浩貴君） 消防庁舎の整備計画についてであります。

消防本部内の庁舎検討会におきまして、増改築を含めて、車庫、事務所、消毒室など用途ごとに必要な床面積の割り出し、また、広域検討会では、共同運用できる可能性のある項目を抽出し、最善策を検討しているところであります。

今後も引き続き近隣の消防の動向を注視しつつ、本署と分遣所の両庁舎を合わせて精査し、財政状況を勘案しながら検討を継続してまいりたいと思いま

す。

○議長（濱田 尚君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時15分とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時15分

○議長（濱田 尚君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松崎幹夫議員の発言を許します。

[6番松崎幹夫君登壇]

○6番（松崎幹夫君） 私は、通告した3件のことについて質問をいたします。

まず初めに、戦没者を追悼し平和を祈念する式を終えて、終戦77年の8月15日に本市でも戦争犠牲者に祈りをささげました。ロシアによるウクライナ侵攻や台湾をめぐる米中対立など国際社会の不安定さが増す中、改めて問い直される平和への意義。本市においても遺族の皆さんの高齢化が進み、参加者も減少しています。そんな中、語り継ぐビデオ上映や高校生のスピーチを取り入れたことは、私も9回目の参加でありましたが、好評であったと思います。

さらに多くの方々への幅広い世代に伝えてほしいという思いであります。今後の取組について、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 松崎幹夫議員の御質問にお答えをいたします。

戦没者を追悼し平和を祈念する式の今後の取組についてであります。

戦没者追悼式につきましては、かねてより遺族会の皆さん方から、戦争を直接知る世代が少なくなる中、子どもたちを交えて平和を守り継ぐ内容を盛り込んでどうかといった意見があったことや、先ほどお述べになられましたように、今年2月に勃発をいたしましたロシアによるウクライナ侵攻により、平和な日常がもろくも壊されるといった状況が連日報道され、平和を守り継ぐ大切さを痛感する中で、今年から平和を祈念する式を加えてはどうかということで実施することといたしました。

今回は、遺族会がこれまで集めてこられました資

料や郷土誌などを基に、串木野高校や地域おこし協力隊に協力をいただき、戦争に係るビデオを作成するとともに、串木野高校の生徒による作文の発表を行ったところでございます。

今後の取組といたしましては、市来地域での戦争を語り継ぐ会という組織がございます。こういった会とも連携をして、特に市来地域での戦争、戦火に係る出来事や資料などを収集し、ビデオの内容をさらに充実するとともに、平和への思いを次の世代にしっかりと受け継いでいくためにも、修学旅行などの平和学習での成果を発表する形を織り込むなど、若い世代が参加しやすいよう工夫して、そして、多くの方が平和の尊さを考えていただく日にしていきたいと思います。

○6番（松崎幹夫君） ただいま答弁いただきましたように、遺族会のほうからの平和を守り継ぐ取組をというお願いがあったということでもあります。

それにしても、今までそういう流れがなかったのに対して、こういうビデオ上映であったり高校生の発表というのは、あの場にいた人間としてもものすごく気持ちよく受け入れた部分であります。

今、市長も言われました、今から市来地域での戦争を語り継ぐ会という部分もあるということでございます。職員によってビデオもつくったということでございますので、なお一層、そういう形で受け継いでいくことができたという思いであります。

この前、新聞に鹿屋市の取組が載っておりました。旧海軍の航空基地があった鹿屋市から未来へのメッセージを発信する「平和の花束2022」のシンポジウムを開催し、児童生徒が考えを深める機会にしてもらう取組ということですが、国内外からも計4,148点の応募があったということでもあります。こういう取組もあるということでもあります。

本市にとってもこうして取組を始めたという部分でありますので、いい形ができたのかなという思いであります。

今回の参加を見たときに、100名ぐらいの参加であったと思います。いろんな形での参加者を増やす取組も大事なのかなという思いがしますが、参加者を増やす取組としてどういう考えがあるか、伺いま

す。

○福祉課長（久木田 聡君） 式への参加の呼びかけについてであります。

例年、地域遺族会、市議会の皆様、まちづくり協議会、高齢者クラブ、公民館長など約300名に案内を出すとともに、広報紙、ホームページ、行政無線で開催のお知らせを行いまして、例年約200名の方に御参加いただいているところであります。

本年は、新型コロナウイルス感染拡大により参加を一部制限したこと等もありまして、100名弱の参加でした。

今後につきましては、先ほど議員おっしゃいましたとおり、若い世代が参加しやすいように、修学旅行の平和学習での成果など、いろんな形で工夫して取り組んでまいればということで考えているところでございます。

○6番（松崎幹夫君） 今までの戦没者の皆さん方に花束を手向けて終わるという姿じゃなくして、こういう取組ができたということであれば、世代を増やして、声かけを増やして、たくさんの方々にこういう形を受け継ぐ姿ができたらと思います。若い方々、子どもたちへの参加も声かけしていただいて、そういう姿ができていけばと。いい取組だと思しますので、続けていただきたいと思えます。

せっかくつくったビデオであります。いいビデオができたと思っていますけれど、各小・中学校での取組として子どもたちに視聴していただくことができるのかということと、学校での取組というのはどういうふうに考えているのか、お伺いいたします。

○福祉課長（久木田 聡君） まず、初めのビデオ上映の小・中学校での視聴についてであります。

今回作成したビデオにつきましては、各小・中学校に配布いたしまして、総合的学習等の中で平和学習の資料として活用してもらおうと考えているところではございます。

○学校教育課長（藏菌孝一君） 学校での平和学習について、幾つか御紹介したいと思います。

まず、特別な教科、道徳において、小学校では、他国の人々や多様な文化を理解するとともに、日本人としての自覚や親善の心を持てるような学習をし

ております。また、中学校では、世界の中の日本人としての自覚を持ち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与する心を育成するための学習を行っております。

各教科では、例えば、国語科において平和を題材にした文学的文章を学んだり、社会科における歴史学習の中で平和について学んだりしております。また、総合的な学習の時間では、ウクライナ情勢を調べ、平和について考える学習を行った小学校もあります。中学校では、平和に関する課題解決学習の一環として、修学旅行で長崎原爆資料館や平和公園の見学、被爆体験者の講話等を取り入れております。さらに、ウクライナ情勢や終戦記念日など、時期や世界情勢に応じた平和に関する講話を、適時、子どもたちにするなどして、より一層の平和教育の充実を図っているところでございます。

○6番（松崎幹夫君） 正直言って、このビデオを視聴して子どもたちがどういう反応するのか、どういう学習につなげていけるのかという部分を今からしていただければなという思いで言ったんですけれども、もう課長のほうから、かなり平和の学習については取り組んでいるという答えでありました。

そういう分では、このビデオも活用しながら、またしていただきたい。

私はおととい羽島中学校の校長先生にお会いしたときに、「平和の学習に何か取り組んでいらっしゃいますか」という話をしたところ、今言われたように、「長崎に行きますので、修学旅行前にそういう取組をさせていただきました」という話をされました。

その中で、8月15日に子どもたちに参加していただくという形でいけば、夏休み期間中でありまして、どうですかという話をしたら、「別に案内が来ればそういう部分是对応できるんじゃないですかね」というようなことでありましたので、子どもたちも8月15日、お盆で暇だと思います。そういう形で子どもたちにも平和の学習、こういう取組をしている、市がこうしてビデオもつくった、そして、また発表もする、また、今度は小学校、中学校の皆さん方にも発表をしていただけたら、なお一層の取組になっ

てくるのかなという思いでありますので、これに関しては、またいろんな形で成果を期待して、今後につなげていただきたいと思います。

次に移ります。

2番目の、小・中学校再編及び統廃合計画についてであります。

本市の児童生徒が著しく減少をしてきております。今でも本当に少ない状況であります。資料によると、6年後を見込んで、6年後の小学校の児童数が1,000人を下回る、本年度と比較しても258人減少する、小・中学校の児童生徒合計でも1,500人を下回るとありました。

再編計画を早急に進めるべきだと思いますが、今後、どのような計画で何年度を目標に進めていくのか、お伺いをいたします。

○教育長（相良一洋君） 学校再編計画についてであります。

学校統廃合・再編については、急速に進む児童生徒の減少を受け、適切な教育環境を整えるため、教育委員会と市長部局を交えた学校統廃合検討会議を立ち上げ、今後の学校の在り方について検討を進めているところであります。

現在協議中ではありますが、いちき串木野市立小・中学校統廃合基準を見直し、望ましい学校規模を設け、それを目指すこととしております。

再編の対象としましては、望ましい学校規模に該当しない小学校では、1学年15人未満の学校である羽島小学校、旭小学校、生福小学校、荒川小学校、川上小学校、中学校では、1学年1学級の学校である串木野西中学校、羽島中学校、生冠中学校を対象とすることで検討しています。

再編計画は第一次計画と第二次計画を構成し、第一次計画は中学校の再編を検討することで協議を進めています。

再編の枠組みについては、歴史的経緯、地理的環境など地域性を考慮し、串木野地域、市来地域ごとの再編を検討することとしています。

中学校の統廃合、再編の枠組みについては、小学校を含めた義務教育学校、小中一貫教育の在り方も研究、検討するなど、小・中学校における望ましい

学校形態も勘案しながら、どのような枠組みにしたほうがよりよい教育環境を保てるのか、再編の時期も併せて慎重に検討を進めているところであります。

学校の現状を踏まえ、早急に協議を進めてまいります。

○6番（松崎幹夫君） 再編をする方向での検討をしていくという答えでありました。

我々議員も中学校を早急に再編を進めないといけないんじゃないですかという話をしています。そういう分では計画を持って、目標を持って、何年にはスタートするというような計画を持ってここで発言するのが重要な課題であると思います。

ただ単に、「早急に再編に向けて取り組んでいきます」という言葉でなくして、今、市のほうがいろいろな形で後手後手に回っている部分も、そういうのははっきりと言わない部分もあると思います。ですから、この再編に向けても目標を持って、目標を決めて、目標をいつからスタートしますよと発表してもいいんじゃないでしょうか。

市長、その部分の発表というのは、計画の段階ですけれど、ここを目標としてやりますよ、再編に向けてやりますよという部分であります。市長の答弁を伺いたいと思います。

○市長（中屋謙治君） 学校再編については、今、教育長のほうから答弁をしたとおりでございます。

中学校、確かに急ぐということではありますが、後段のほうで教育長が述べましたように、義務教育学校の効果、あるいは小中一貫校はどうかということになりますと、やはり全体の姿を見た中で、第1段階、中学校、そして次の段階、次の段階と進んでいかないと、こんなつもりじゃなかった、全体が見えないということになるんじゃないかと。

全体を見据えて、その中にどういう枠組み、どういうスケジュール、そしてどういう取組をするんだと、ここら辺をいましばらく時間をいただいて、全体像を、今、詰めている段階ですので、もうしばらく時間をいただきたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○6番（松崎幹夫君） 正直言って、中学校を進めるといったときに、小中一貫校である姿よりも、今

は中学校だけの取組という姿のほうが一番いいんじゃないかなと。小学校の再編が、今、教育長のほうからありましたように、第一次計画、第二次計画という姿の中で行くなら、小学校の部分になったらそういう形が考えられるかもしれませんが、第一次計画の中とえば中学校だけと考えれば、再編はもう一つになってくるのかなあと。何年度にスタートする姿の中で計画をしますよとなっていったほうがいいように思います。

市長、もう一度伺いますが、何年にスタートするというのを進めていかないと再編は大変厳しいのかなと思います。

羽島中学校は20人台であります。本当に早急に検討することが大事であると思います。何年にスタートができるのか発言していただきたいという思いがありますが、いかがでしょうか。

○市長（中屋謙治君） 先ほど申し上げたようなことでございます。

確かに中学校、部活をはじめ、あるいは進学、こういうことを勘案すると早急にと、ここら辺はもう十分理解をしているつもりです。

あわせて、小学校と合わせた、例えば、義務教育学校となりますと、小学校、中学校合わせた9年間です。そして、一貫校となったときに、一体型なのか連携型なのか、どれが一番本当に子どもたちにとって望ましい形なのか、まずは全体像をしっかりとつくるべきではなからうか。そうでないと、中学校だけを先行して手戻りになったらまずいではなからうかと。こういうことがありますので、まずは全体像を、義務教育学校、小中一貫校、あるいは単独、それぞれの利点、マイナス面、ここら辺を勘案してこの方向でいこうと。そして、その延長線上にそれぞれの枠組みがあり、スケジュールがあるという考え方ありますので、いましばらく全体像、すなわち義務教育学校がいいのか小中一貫がいいのか、あるいは中学校は中学校、小学校は小学校の単体がいいのか、ここら辺を見極めながら、それぞれの枠組みであったりスケジュールであったりを決め込んでいくという流れになろうかと思っておりますので、いましばらく、具体的な年度であったり枠組みであったり

というのは時間をいただければと思います。

○6番（松崎幹夫君） そういう思いも本当にあると思います。義務教育学校であったり小中一貫校、やっぱり中学校を考えたときには単独の中学校という姿が一番かなという思いでの発言でありましたが、そういう間で検討していく姿というのも重要であると思います。

もう一つ、今も言いました、市内の中学校で一番少ないのが羽島中学校であります。今年25名、平成28年度から20人台であります。大変少ない中でも子どもたちは一致団結して頑張っておりますが、しかし、個々をアピールする部分、部活動であったり高校入学に関することであったりという部分については大変厳しい状況であります。そういう分では再編を早急に進めていただきたい。

進める上では、特認校の部分でもあります。後から言いますが、やっぱり保護者への説明というのが一番重要であります。

保護者、地域の皆さん方への説明責任という部分ではどのような流れになるのか、お伺いをいたします。

○教育長（相良一洋君） 現在、学校統廃合・再編に関し、庁内の学校統廃合検討会議において協議を進めているところでございます。

羽島中学校において、学校再編とか部活動は厳しい、進学の課題、いろいろあるということも重々承知しております。

今後は、再編の基本方針案、中学校の再編計画等がまとまりましたら教育委員会で協議をし、承認を得ることになります。承認が得られましたら、議会への報告等を行った後、保護者や地域住民等に対し、学校再編の方針案、中学校の再編計画等について説明会を実施することとしております。

○6番（松崎幹夫君） 学校がなくなるという部分でいけば、本当に大切な説明責任になってくると思います。中学校を先に進めていただきたいという思いの中でいけば、どういう取組、どういう枠組みになってくるかは分かりませんが、保護者への、地域の皆さんへの説明というのが一番重要であります。

そしてまた、説明も1回では納得できない部分も

あると思います。そういうのを繰り返しながら進めていただきたい。

しかし、再編は早めをお願いしたいという思いでもありますので、そういう部分を加味して進めていただきたいと思います。

それから、再編を進めるに市外からの生徒を呼ぶと。私たち議員がいつも言うのは、市長に対しまして、住宅の補助であったり雇用の部分であったり、人口増はということを行います。

先ほども同僚議員が移住・定住、様々な人口増に対しての質問をいたしますが、逆に、ここでは生徒を呼ぶ、増やすという計画をするならば、学校の取組としてどのような生徒を増やし、特色ある活動の中で子どもたちをいかに増やすか、そういう取組を、今後、再編を進める中で考えがあればお伺いいたします。

○教育長（相良一洋君） 学校再編に当たっては、公教育としての使命を果たし、本市ならではの特色ある、また、魅力ある教育の在り方を探求するものとしております。義務教育学校、小中一貫校を含めた望ましい学校の形態など様々な観点から検討し、学校再編に取り組んでいきたいと考えています。

教育委員会としましては、再編の趣旨として、市外から新たに児童生徒を呼び込むことを第一義的には考えておりませんが、再編に当たっては、「ふるさとを愛し、夢と志を持ち、心豊かでたくましい人づくり」の教育目標の下、特に、ICT教育の充実、英語教育の充実、キャリア教育の充実を重点項目として、児童生徒の生きる力の育成を目指す教育を推進してまいりたいと考えております。

○6番（松崎幹夫君） 小学校、中学校、何といっても特色ある取組というのが一番重要であります。それによって子どもたちが引かれてくる、親が引かれてくる、特認校の学校はそういう形なのかなとも思っています。

ですから、中学校の再編に当たっても、いかに本市の学校に魅力があって集められるのか、今後の再編に当たっては取り組んでいただきたい重要な部分であるとも思いますので、そういう部分をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それから、地域が育む児童生徒を実現するための具体的な取組として、現在は、各学校に運営協議会があったり、まちづくり協議会の協力をいただいた中に地域の育む教育という形になっていると思います。

先ほども市長が言われました。「教育は何が大事なのか。学校教育だけか。社会教育が一番大事」という言葉を言われました。本当に地域が育む姿というのが一番であると思います。

今回、再編を進める中でいけば、どのような取組をしていくのかなど。今と同じように学校運営協議会であったり、まちづくり協議会の協力をもらいながら進めていくのか、それとも新しい取組を取り入れて育む教育をしていくのか、何か考えがあれば伺いたいと思います。

○教育長（相良一洋君） 地域行事等における児童生徒と地域の連携についてでございます。

地域行事等の取組に当たっては、これまでどおり、地域と学校、児童生徒が連携を図り、取り組んでいくことが大切だと考えております。

学校再編等により学校との距離が遠くなる地域もあると思いますが、地域とともにある学校づくりを目指し、学校運営協議会等において地域の声を積極的に活かし、地域と一体となった学校づくりを進め、学校活動に取り組んでいくことが必要だと思います。

その中で、学校、保護者、地域が協働した体制を構築し、子どもたちが地域の芸能、文化、歴史、自然等について学習することで、地域芸能等に協力する心の醸成に努め、積極的な参加を促していきたいと思います。

あわせて、各地域においては、地域が主体となって地域ぐるみで子どもたちを育む体制を構築することが重要であり、学校、地域が一体となって取り組んでいけるよう努めてまいりたいと考えております。

○6番（松崎幹夫君） 今、教育長のほうからありました。再編をする上では地域が遠くなる、学校までの距離が遠くなる生徒も増えてくるという部分もあります。

今、私たち羽島においては黎明祭というのを毎年執り行っております。留学生に扮して子どもたちが

発表をいたします。その発表というのはやっぱりいろんなところでの実績、経験を踏まえる部分の流れでありますし、自分をアピールする場、そしてまた羽島をアピールする場、そしてそれが地域の一番の取組となっています。

このことも再編することによってどういう形ができるのか。今からですけれど、各学校にそういう行事がありますので、きちんと残す姿が重要なかとも思います。そういうところまで検討していただきたいと思います。

2番目に入ります。

特認校制度についてであります。

令和5年度から、照島小学校、市来小学校からの特認校への入学・転学を認めないの方針があります。既に特認校に通学する兄弟がいる家庭など困っている家庭があるのではないかと思います。何人ぐらいいるのか、そしてまた、新1年生は何人ぐらいいてどこの学校に行けるのか、そういうところを教えていただきたいと思います。

○教育総務課長（瀬川 大君） 現在の特認校児童の未就学の兄弟についてでございます。

現特認校児童の未就学の兄弟につきましては、現在、旭小学校で1世帯1人、荒川小学校で1世帯1人、川上小学校で3世帯4人、これは、照島小学校、市来小学校の出身の方のみでございますので御了承いただきたいと思いますが、合計5世帯6人の兄弟がいると捉えているところでございます。

なお、この中で令和5年度の対象者は1人と把握をしております。

○6番（松崎幹夫君） 令和5年の対象者は1人ということですが、今の荒川、旭、川上に6名の子どもたちがまだいるということでもありますよね。そういう子どもたちは、入学するときにはお兄ちゃん、お姉ちゃんがいる特認校に行けるのかということをお聞きします。

○教育総務課長（瀬川 大君） 特認校への就学についてでございますけれども、現在、特認校児童の未就学の兄弟につきましても、現在、特認校に通学している特認校児童が在学している間は通学許可を申請できるように配慮したいと考えております。

○6番（松崎幹夫君） 今の言葉でいけば、お兄ちゃん、お姉ちゃんが卒業したら、その下の子どもは駄目ということになるんですか。

○教育総務課長（瀬川 大君） 特認校制度につきましては、児童数の急激な減少に基づきまして、今回、見直しを行ったものでございます。

今回、保護者のPTA活動とか学校活動の在り方、また、兄弟そろっての学校教育の在り方等を考慮いたしまして、特認校児童の未就学の兄弟については、特例として、特認校児童が卒業するまでの間は特認校への通学を認めることとしたところでございます。

現特認校生が卒業いたしますと、その状況は解除されるものと考えられます。

また、照島小学校、市来小学校も、特認校生を出すことにより2学級が1学級になったり、音楽やスポーツなどの団体活動に支障が生じまして、学級運営、学校運営に影響を及ぼすことが想定をされます。特認校児童同様、特認校児童を出す学校の運営も大事だと考えておりまして、このような状況を改善するために制度の見直しを行ったところであります。

特認校児童の未就学の兄弟で一番下の児童は1歳であること等から、今後、小学卒業までは11年から12年を要することも想定されますので、兄弟がいつまでも際限なく特認校児童として在学を続けることは見直しを行った趣旨とは若干違ったものになるのではないかと捉えているところでございます。

この特例措置につきましては、適切な時期を選んで期限を切って取り組んだほうがよいのではないかと考えているところでございますので、御了承いただきたいと思います。

○6番（松崎幹夫君） すいません、もう一回、課長、聞きます。

今いる子どもたちがいるときに、下の子が入学してきたときには、その下の子は卒業まではいれるということでもいいんですか。

○教育総務課長（瀬川 大君） そのとおりでございます。現在の特認校生が卒業するまでは、来年入学する子どももその期間は在学できるとしているところでございます。

○議長（濱田 尚君） どうですか。

○6番（松崎幹夫君） 今、長男がいます。それで、次男が2年生にいます。2年生の子は6年までオーケーということでもいいんですか。今の言い方は。

○教育総務課長（瀬川 大君） 現在、特認校でもう入学している児童につきましては、卒業までは現在通っている特認校に通える、通うということで許可を出そうということで、今、進めているところでございます。

○6番（松崎幹夫君） 何回も聞きますが、今入っている子が卒業と、新しく入ってくる子と入れ替わりになったら駄目ということになるんですか。新しく入ってくる子は駄目ということでもいいんですか。

○教育総務課長（瀬川 大君） 現在いる特認校生と新たに入ってくる子がちょうど入れ替わりになる場合は許可はしないということで御理解いただければと思います。

○6番（松崎幹夫君） ということは、今いる子どもたちは卒業までは入れるということでありませう。

そういうことで、私たちに特認校制度の改善に向けて去年の9月に説明がありました。そしてまた、保護者への説明はしっかりしてくださいねとお願いしました。しかし、やっぱり全然行き届かなかった部分があったと思います。

保護者も地域もまだ全然分からない部分があると思います。保護者への責任、説明という部分では今現状どのようになっているかをお伺いいたします。

○教育総務課長（瀬川 大君） 特認校制度見直しに伴う保護者等への説明についてでございます。

特認校制度は、先ほども申しましたように、急速な児童生徒の減少を受けて、令和5年度から見直しを行い、照島小学校と市来小学校を特認校児童を募集する学校から除外することといたしております。

この制度の見直しの周知につきましては、令和3年10月並びに令和4年4月、今年の4月発行の市の広報紙及び市のホームページで周知に努めているほか、学校長からの保護者への説明、また、令和3年12月の特認校児童新規応募者の面談時、また、本年令和4年6月の小規模3校の学校、PTA、地域で構成される小規模校活性化連絡協議会等の場を利用いたしまして、制度の見直しの周知に努めてきたと

ころでございます。

また、2学期のPTAの機会を捉えまして、先日、9月2日に川上小学校で説明を行ったほか、今後、9月8日に旭小学校、荒川小学校において説明を行うこととしております。また、さらに令和5年度の特認校児童の募集に伴う10月号の広報紙でも周知を図ってまいりたいと考えております。

○6番（松崎幹夫君） 広報紙であったり3校による話合いの中での説明ということでありました。そしてまた、9月2日に川上小でやったということでもあります。それから9月8日に旭小学校、荒川小学校と。

あと、市来小学校、照島小学校での原籍校のほうの説明というのも重要じゃないのかなと思いますが、そこも計画は入れているんですか。お伺いいたします。

○教育総務課長（瀬川 大君） 現在のところ、市来小学校、照島小学校、恐らく対象者は今いる児童ではなくて新たに入ってくる児童だと考えておまして、広報等を使って説明する中で周知を図ってまいりたいと。また、電話等にも対応してまいりますが、特認校の応募時の説明時等を使って、また詳細に説明をしてまいりたいと思っております。

○6番（松崎幹夫君） 川上小学校ではもう9月2日に説明をしたということでもあります。何ら質疑等もめることなく済んだのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○教育総務課長（瀬川 大君） 9月2日、川上小学校で説明会をいたしました。その中で出された意見としては、先ほどありましたように、特認校児童の今後は未就学の兄弟の対応であったり、また、二クラスが一クラスになる、この減ることのデメリットは何かとか、あと、廃校基準はあるのかとか、そのような質問等が出されたところでございます。

主に特認校の今回の見直しに大きく反対するような発言はなかったところでございます。

○6番（松崎幹夫君） また9月8日に2校での説明をするということでもあります。しっかりと説明して対応していただきたい。そしてまた、納得していただいて、特認校の流れを改善していくという部分

になってくると思います。

ただ、もう一つ行きます。羽島小学校も二、三年後には完全複式になってまいります。そしてまた、なおさら減少していく、そういう姿になってまいります。

今で何年度に目標というのはありませんでした。羽島小学校も特認校を認めていただくことはできるのかどうかということについてはいかがか、お伺いいたします。

○教育総務課長（瀬川 大君） 現在、8小学校中、複式学級のある過小規模校3校を特認校生を受け入れる学校として指定をしております。4年後には羽島小学校が完全複式校となり、併せて、生福小学校も3年後からは複式化となることが想定をされます。また、6年後の本市の新入学生は120人余りが想定をされております。特認校児童を募集する学校に位置づけられております串木野小学校においても新入生は60人と見込まれて、二クラスになることが想定をされております。

このように児童数が大きく減少し、児童生徒を取り巻く環境が大きく変わりますと、これまで行ってきた施策についても実情を踏まえた対応が必要になってくると思っております。

羽島小学校、生福小学校の現状は理解をしておりますけれども、今後の児童数の推移等を考慮すると、現在3校ある特認校を増やすことは現状ではなかなか難しいのではないかと考えているところでございます。

○6番（松崎幹夫君） 正直言って、羽島小学校、生福小学校、もう本当に複式学級がかなり進んでまいります。それだけ人口が減っていく。今説明もありましたように、本市の減少率という部分では大変な状況かなと思っております。

特認校の学校をなくしてしまえばなおさら統廃合が進んでまいります。ですから、そういう部分では特認校の姿は残しつつ、羽島小学校に行きたい、生福小学校に行きたいという声が出たときには何らかの対応を教育委員会のほうでもしていただきたいと。

私も今こうして特認校を認めてくださいと言いますが、果たして羽島小学校に、生福小学校に特

認校生が行くかどうかは分かりません。どういう状況になるか分かりませんので、そのときの子どもたちが行きたいという、特認校制度じゃないですけど、そういう流れも考えていただきたいという思いでもあります。そういうのも検討していただきたいと思っております。

次に行きます。

3番の学校施設改修についてであります。

小・中学校の校舎や体育館など、老朽化により雨漏り等改修が必要な学校があるのではないかとということで、改修は適切に行われているのかということをお伺いいたします。

○教育総務課長（瀬川 大君） 学校施設の改修が必要な箇所と今後の対応についてでございますが、本年、令和4年8月までに、学校施設の雨漏りについて、小学校5校、中学校3校の計8校を確認をしているところでございます。そのうち、小学校2校、中学校3校につきましては応急修繕を行ったところでありまして。残る小学校3校についても原因の特定と工法を選定中でございまして、早急に応急修繕を実施することとしております。

また、雨漏りのほかに、危険ブロック塀の撤去、外壁剥落防止、ベランダ等の落下防止手すりの改修など緊急性の高い箇所について、先に修繕に努めているところでございます。

今後、学校と連携を図りながら学校施設の現場確認を行いまして、学校ごとに優先順位を見極めて、雨漏り等の抜本的な改修を含め整備計画を策定し、修繕に努めてまいりたいと考えております。

○6番（松崎幹夫君） 課長、今言った学校名で教えてください。何校、何校じゃなくて、議員の皆さん方もどこの学校がという部分では見に行かれる可能性もあります。どこの学校がそういう可能性があるのか教えていただきます。

○教育総務課長（瀬川 大君） 失礼いたしました。

ただいま申し上げた8校でございます。そのうち5校が応急修繕済みと申し上げましたが、まず、その5校についてでございます。小学校では、照島小学校の校舎、旭小学校の校舎、串木野中学校の校舎、体育館、羽島中学校の体育館、市来中学校の校舎、

これにつきましては応急修繕を行ったところでございます。

今後の修繕予定といたしまして、今回の9月の補正予算でもお願いしているところがございますが、羽島小学校の体育館、串木野小学校の校舎、生福小学校の校舎ということで計画を立てているところがございます。

○6番（松崎幹夫君） ただいま8校を教えてくださいましたが、私も羽島小学校は見に行きました。見に行きましたというよりも、校長先生から呼ばれました。何でもかという、ステージの配電盤だったんですよ。漏電で子どもたちが危ないということでの応急処置を早急にお願ひしますということでした。

おととい見に行ったときには配電盤は補修してありました。しかし、その横は雨漏りの状況であります。ですから、応急処置、早急な処置をしていただきたいという部分であります。

多分、ゆうべの台風による横風によって、各学校、かなりの雨漏りをしているんじゃないかなと思っています。学校側との確認をしていただいて、しっかりと対応していただきたいと思います。

それから、これは余談ですけど、私の独り言でございます。体育館は雨漏りだけじゃなくして、カーテン、暗幕等もかなり破けているという状況をお伺いしました。教育委員会の対応をしっかりとさせていただきたいと思います。

それからもう一つ。冠岳小学校は閉校になりました。しかし、あそこでのイベントはかなり行政のほうも行っておりますが、あそこの雨漏りというのは確認はないでしょうか。

○教育総務課長（瀬川 大君） 旧冠岳小学校についてでございますが、冠岳小学校閉校時におきまして、若干校舎の雨漏りがあったということはつかんでおります。

現在、もう学校施設でもないということですが、現在、対応につきましては特別には実施をしていないところでございます。

○6番（松崎幹夫君） 市長、この部分は管理がどこになるか、市になれば市がまたしていかないといけない部分になってくると思います。

ですから、今言われました校舎の応急、体育館の応急、そういう部分をしっかりと検討していただいて対応していかないと、今度は大がかりな施設の改修となればなお一層予算がかかってくると思います。床板の改修などとか天井の改修、かなり予算がかかりますので、そういうのをしっかりとチェックして検討していただきたいと思います。

公共施設の管理というのは大変難しい部分ではありますが、少しでも長く使えるように、学校側としっかりと連携を取っていただいて、管理をしていただきたいと思います。

改修は適切に行えるようお願いをいたしまして、私の全ての……。

○教育総務課長（瀬川 大君） すいません。先ほどの特認校制度の未就学児の兄弟の答弁について、確認をしていただきたいと思います。

現在の特認校生の未就学児の兄弟につきましては、現在の特認校生の兄弟が卒業するまでは在籍できるということ。現在通っている子どもにつきましては卒業まで対応できるということで御理解いただきたいと思います。

すなわち、現在の未就学児につきましては、現在特認校へ通っているお子さんが卒業となりましたらももとの原籍校へ戻ってもらうということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（濱田 尚君） よろしいですか。

○6番（松崎幹夫君） 今いる子どもは卒業までオーケーと。未就学、行っていない子は入れるけれど、上が卒業したら終わり。それはおかしかよ。さっきと違いましたね。

それは私がとことん言っても変わりません。ですから、やっぱりそれは学校での説明をしっかりといただいて、その学校が納得していただければそれでいいと思います。そういう部分になってくると思います。

私たちがここで言っても進みませんので、そういう部分でしっかりと対応していただきたいと思います。

以上で全ての質問を終わります。

○議長（濱田 尚君） 次に、江口祥子議員の発言

を許します。

[4番江口祥子君登壇]

○4番（江口祥子君） 皆様、こんにちは。公明党の江口祥子でございます。

長引くコロナ禍で、市民生活や事業活動などへの影響は依然として厳しい状況が続いています。さらに、ロシアによるウクライナ侵略や円安の進行などにより原油や穀物等の安定供給に支障を生じ、物価の高騰など経済の先行きは極めて不透明な状況となっています。一日も早く正常化されることを願っています。

それでは、通告に従いまして、SDGsの目標達成における環境政策について、2点の質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスがもたらした危機を乗り越え、人類社会がより発展していくための道しるべとして、国連のSDGsが掲げる理念が改めて注目をされています。2030年を目標とするSDGsは国連で採択されてから今年で7年目になります。SDGsは17の目標と169のターゲットという数の多さが示すように、テーマが非常に広範囲にわたっています。基本理念は「誰も置き去りにしない社会」であり、生活全般に及びますので、自治体の全ての事業はSDGsの目標全てに関連しています。

それでは、1点目に、公共施設のLED化についてお尋ねします。

水銀による環境汚染は、地球上のあらゆる生命に深刻な影響を与えています。しかしながら、年々、海洋の水銀濃度は上昇し続けています。

水銀汚染により苦しんだ水俣の人々の体験を人類への教訓として、2017年、水俣の名前をつけて、水俣条約が92か国の署名で発効されました。これにより、世界的に水銀製品の製造が禁止となりました。これでLED化が進み、CO₂排出削減も加速されると理解しています。

そこで質問です。

公共施設のLED化の進捗状況と今後の計画を伺いまして、壇上からの質問といたします。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 江口祥子議員の御質問にお

答えをいたします。

公共施設のLED化の進捗状況並びに今後の計画についてであります。

水俣条約や水銀による環境の汚染の防止に関する法律、いわゆる水銀法により、水銀灯についてはいずれ販売中止になるであろうということを想定し、全ての公共施設の水銀灯はLEDへの切替えが必要になると考えております。

公共施設のLED化につきましては、市内に139の施設がございます。この139のうち既に完了したものが10施設、一部完了が46施設、まだ実施していないものが83施設残っている状況でございます。

公共施設のLED化は電気消費量の削減が見込まれ、CO₂の排出抑制など、環境負荷を低減する取組の一つとして効果があると考えております。

今後、施設の利用状況、あるいは費用対効果を把握しつつ、改修等の機会を捉えて、順次、進めてまいることといたしております。

○4番（江口祥子君） 本市においてはLED化を早めに進めてきていることは評価できると思いますが、水俣条約を基につくられた水銀による環境汚染の防止に関する法律、水銀法の改正による水銀灯の製造と輸入が禁止となりました。今使っているものや在庫の水銀灯を規制するものではありませんが、ここで質問します。

本市設置の教育委員会所管、その他の所管の水銀灯は何灯ありますか。市は水銀灯の在庫はありますか。伺います。

○財政課長（宮口吉次君） 水銀灯についてでございますけれども、市内の公共施設では主に屋内運動施設や公園に設置されておまして、教育委員会所管分では学校の体育館などで418灯、その他の所管分では511灯、合計で929灯ございます。

在庫は各施設とも保管しているものはございません。

○4番（江口祥子君） これだけの残りの施設を全部LED化するとすると、大変な金額になることは予測できます。

水銀灯は既に作ることも輸入することも禁止の状態です。水銀灯だけでなく、蛍光灯もやがて製品が

なくなります。パナソニックはもう蛍光灯の製造は終了しています。選択肢としては、これから先はLEDしかないと思います。

公共施設のLED化は初期投資に莫大な費用が必要なため、一気に進めることは大変困難です。

質問ですが、リースによるLED化は初期費用も抑えコスト平準化が実現します。鹿児島市でもリース契約により公共施設のLED化を推進しています。

この取組に関して、本市の考えを伺います。

○財政課長（宮口吉次君） このリースによりますものですが、鹿児島市では平成29年度から、支所等の一定規模以上の施設におきましてはLEDのリース契約をされているとのことでありました。

リース導入の効果としましては、言われますように、初期コストの削減、それから支出の平準化などの効果が期待されているところです。

今後、LEDの導入に当たりましては、各施設における導入効果、改修時期なども勘案いたしまして、他市の取組も参考としながら、順次、進めてまいりたいと考えております。

○4番（江口祥子君） 本市にたくさんの水銀灯がある中、財政も厳しい中ですが、水俣条約の改正によりLED化しか電灯を替えていく方法はないのかなと思ひ、今回、LED化の中でもリース契約という提案をいたしました。

リースの活用のメリットとして、初期費用が抑えられ、コストの平準化や調光が可能なので、より電気代が低く抑えられる、また、点検やメンテナンスをリース会社に委託できるなどです。ぜひ、省エネ効果やコストダウンというメリットを前向きに検討していただくよう要望いたしまして、次の質問に移ります。

2点目に、マイボトル運動の推進について提案させていただきます。

プラスチックの資源循環を促し、循環型社会への移行が期待されているプラスチックごみの中でも、身近なペットボトルのリサイクル及びマイボトルの利用促進がごみ問題の解決に寄与すると思ひます。

市の考えを伺います。

○市民生活課長（久保さおり君） 本市におきまし

ては、環境センターへ搬入されたペットボトルがリサイクル原料として搬出しておりまして、この数年は年間約60トンで推移しております。不適物を除き、ほぼ全数をリサイクル業者に引き渡しており、高い比率でリサイクルはされております。

しかしながら、マイボトルの活用推進は、循環型社会形成の取組の一つとして、マイバッグ運動と同様、多くの市民の方々に取り組んでいただきやすい活動であります。

市としましても、広報紙やLINE配信等を通してマイボトル運動の普及促進に努めてまいります。

○4番（江口祥子君） 本市におかれましても、2030年に向けて、SDGsの取組を展開していただいております。

今言われたように、ごみを減らし活かすための活動をしているということで、3R運動の取組などが、今、分かりました。

ペットボトル削減への学校での現状と、マイボトル活用推進について伺います。

○学校教育課長（藏菌孝一君） 学校におけるペットボトルのリサイクル及びマイボトルの利用促進の取組についてであります。

各学校では、SDGsの視点を踏まえ、環境教育に取り組んでおります。その中で、マイクロプラスチックの海洋生物等への影響や、ペットボトルを含むプラスチック製品の正しいリサイクルの仕方などについて学習しています。また、資源ごみとしてペットボトルを回収できるコーナーを校内に設置し、年間を通して美化委員会を中心に回収に取り組んでいる学校もあります。

さらに、マイボトルの活用については、各学校において、熱中症予防や新型コロナウイルス感染症防止のために、児童生徒が小まめに水分補給できるように水筒の持参を進めています。その際に、ペットボトルの持込みについては許可している学校はありません。

○4番（江口祥子君） 3Rは持続可能な社会に貢献できる最も身近な取組の一つではありますが、学校でもしっかりと学んでいることを理解いたしました。

次に、全国的に広がっておりますペットボトルな

どの使い捨て容器ごみの削減を契機として、ごみを出さないライフスタイルの定着を図るため、誰もが身近にできる取組として、外出時、水筒やタンブラーなどのマイボトルを携帯するマイボトル運動が広がっています。

マイボトル運動の推進のメリットとして、1に、環境負荷の高いペットボトル飲料の削減につながることや、ペットボトル飲料と水道水の環境負荷の差は約1,000倍と言われています。本市の水道水は安全で質が高いため、もっと積極的に活用すべきだと思います。

メリットの2で、廃プラ運動、SDGsへの取組に成果を出しやすい。

海に流出するプラスチックごみの量は世界中で年間800万トン、2050年には海洋プラスチックごみの重量が魚の重量を超えることが予想されています。

また、ペットボトルは確かに便利ですが、買ってはすぐ捨てる大量消費を続ける限り、ペットボトルなどのプラごみが自然にあふれ出すことを止めることは不可能です。そして、ペットボトル入りのミネラルウォーターを自動販売機で買う場合、生産や流通から処理まで、1本につき二酸化炭素が200グラム以上排出されると言われています。水道水なら冷水機を使っても10グラム以下に抑えられ、マイボトルに入れて持ち歩けば、ペットボトルに関する二酸化炭素の排出量も減らせます。

そこでお尋ねいたします。

マイボトル運動の推進及び感染症や熱中症予防のため、ボトルディスペンサー型給水機を公共施設に設置できないか、伺います。

○市民生活課長（久保さおり君） 現在、市内の小・中学校や総合体育館等の公共施設においては、それぞれ感染症対策を講じながら冷水機を活用している施設もあり、必要な場合は冷水機や水道水を利用いただいております。

既にボトルディスペンサー型給水機を設置されている他市の状況も参考にしながら、必要性を検討してまいります。

○4番（江口祥子君） 他市においては、体育館等にある給水機をボトルディスペンサーに替えている

事例もありますし、公共施設に設置している事例もあります。

若干お金がかかっても、また、手間がかかったとしても、本市の水道水は安全で質が高いことを広くPRしていく上でも、住民サービスには必要な取組だと思います。ぜひ推進していただくよう要望しまして、以上で質問を終わります。

△日程第2～日程第3

議案第45号～予算議案第5号一括上程

○議長（濱田 尚君） 次に、日程第2、議案第45号及び日程第3、予算議案第5号を一括して議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[市長中屋謙治君登壇]

○市長（中屋謙治君） 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第45号補償金返還請求の訴えの提起についてであります。

都心平江線道路改良事業における庭石等の移転に係る契約において、契約の相手方が土地所有者による立入りの条件等から移転を完了せず、契約不履行による前払金の返還に応じないことから、補償金返還請求の訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めらるるものであります。

次に、予算議案第5号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万円を追加し、歳入歳出予算の総額を176億7,896万9,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出の8款土木費で都心平江線に係る訴訟経費の計上であります。

これに伴う歳入は、19款繰越金で前年度繰越金の追加であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（濱田 尚君） これから質疑に入ります。

まず、議案第45号補償金返還請求の訴えの提起について、質疑はありませんか。

○14番（原口政敏君） 二、三お尋ねをいたしますが、この契約の訴えは息子のほうですね。

そこでちょっとお尋ねいたしますが、土地所有者の立入りの条件等から、移転を完了しなかったらお金を返すんですよという条文が契約書にあるんですかね。そののころをまず教えていただきたい。あるのかないのか。何年何月何日までに移転をしなかったらお金は返すんですよという条文がありますか。契約書に。

○副市長（出水喜三彦君） 契約書についてでございます。

契約書におきましては、令和3年3月31日、これを移転の完了期間としてございます。

あわせて、その際、覚書というものを締結してございますが、これによりまして、市の予算としますれば繰越しを行いまして、令和4年3月31日、これが予算の執行期限と考えておりまして、令和4年3月31日を期限と捉えております。

契約書上に完了しなかったらこれを返還しなさいというような条文はございませんが、契約というものはその期限をもって定めてございますので、今回、期限をもって完了されなかった、これがいわゆる契約の不履行ということで訴えを提起するものでございます。

○14番（原口政敏君） 契約を履行しなかったのは父親なんですよ。息子じゃないんですよ。息子はもう契約して、そのとおりしていらっしゃるんだから。

この父親が契約を、あなたが言うような状態の中なんですよ、それによって息子でも返還しなさいという、私はちょっとびっくり理解に苦しむんですけども、どうなんですかね。

○副市長（出水喜三彦君） まず、今回の相手方でございますが、これは土地にある物件、いわゆる庭石等の所有者ということで、これは契約の相手方とすれば、今言われました息子ということになります。土地の所有者の方は、それ自体は契約としては関係

がございません。

その契約に至らなかった要因としましては、言われたとおり、土地所有者の面がございましたが、直接的な契約の今回の訴えには関係をする部分でございまして、先ほど来申し上げておりますとおり、今回は契約の相手方、庭石等の所有者が理由のいかんを問わず移転が完了できなかった、このことをもって提起をするものでございます。

○14番（原口政敏君） もうこれで最後ですから市長にお伺いしますが、強制収用しますとほとんどは勝っていますね。100%。熊本のみかん農家も反対されましたが、たしか5年ぐらいかかって国が勝っていますよね。私が強制収用法を調べましたところ、ほとんど勝っています。国、市が。だから、恐らくこのことも勝つだろうと思います。負けないと思う。

しかしながら、やっぱり四、五年かかっているんですよ。解決するまでに。四、五年。一、二年で解決はしていませんよ、どこも。私が調べた限りは。

だから、市長、お互いに譲歩して、示談する考えはないんですか、どうですか。考えはないのかあるのかそれだけお聞かせください。

○市長（中屋謙治君） 今回のこの件に関します補償の話合いでございます。

これまで長い期間、それから数多く話合いを進めてまいりました。

我々は公共事業でありますので、補償をする場合は公共の補償基準というのがございます。これを大きく逸脱したような金額というのは他の公共事業、あるいは社会正義という大きな観点から許されないものだと思っております。

したがって、この公共基準を理解していただくようにということでこれまで再三お話をしてきたところでありますけれども、残念ながらなかなか理解が得られない。やむを得ず今の収用の関係で法的な手続に入らざるを得ないという判断をしたところでございます。

○議長（濱田 尚君） ほかにありませんか。

○7番（田中和矢君） 今までおっしゃったことは、副市長、市長ともに全くのそのとおりだと私は思っています。

ただ、お聞きしたいのは、どうして市長が今おっしゃった公共の補償基準と合わない、かけ離れていたと。何で最初にこんな補償の金額を提示されたのか、どういうわけでそのような結果になったのか、そこ1点だけをお聞きしたいです。

○市長（中屋謙治君） これまでの経緯については、これまで機会を捉えて議員全員協議会ですとかそういうところでお話をしてきたつもりでございます。

当初、公共基準に基づきます単価を積算し、そして、相手方にその金額をもって交渉いたしました。なかなか理解が得られないということで、何か知恵を出せないのかといろいろ検討する中で、公共補償基準の中で庭石としての基準が採用できるのではなかろうかという考えを一方で持ちながら補償交渉をしてきたという経緯がございます。

結果から見ますと、この庭石としての基準は現場の実態を見ますと使えないということであったんですが、何とか理解を得たいという思いの中でもって、担当者が一生懸命知恵を絞りながら補償交渉をしてきて、結果、今日に至ったということで、結果的には当初示した公共基準の金額、さらにはこの庭石としての基準、さらにこれを上回るような形の何か考え方はないかといろいろ苦慮する中で、こういうことで長い時間を要したということでございます。御理解いただきたいと思います。

○7番（田中和矢君） 最初の補償基準がかなり高額な金額を提示されていたと。しかし、市長が代わり、いろいろな時の経過とともに、このような算出基準が妥当でなかったといったようなことになった結果、契約の合意が見られない、それが原因だと思えますが、そのことに対する、当時、副市長であった中屋現市長は、どのように反省し、今後どういふふうに関与したいと思っていらっしゃるのか、そこをお聞きしたいと思います。

○市長（中屋謙治君） 今おっしゃいますように、当時、公共補償基準を超える額を提示しながら何とか理解を得たいということで、当時、私、副市長をさせていただいておりました。言わば、事務方の責任者として今回の事態に至ったことを大変申し訳なく反省しているところであります。責任を痛感いた

しているところであります。

今回の事態に至った原因が果たしてどこにあるのかというのはいま一度精査する必要があるなと思っております。何とか相手方の理解が得られる方策はないものかということで、当時の担当者としてはいっぱい知恵を絞ったと思います。その努力、取組は評価してあげないとよろしくないのかなど。そこは評価したいと思うんですが、結果としてこれが逸脱をしていたという今回の事態に至った原因をいま一度精査をして、二度とこのようなことがないように活かしていきたいと思っております。

○7番（田中和矢君） こうやって非常に難航を極めているわけですが、1点、最後3回目です、お聞きしたいのは、こういうふうにしてずるずると期日だけが延び、年数だけが延びていって、これは国の補助、交付金、そういったものによる工事だと思えますが、これが長引くと返還を求められるような可能性とか危険性、そういったことは全くありませんか。

○市長（中屋謙治君） そういったことも懸念しながら、何とか早くに解決をしたい、理解を得たいということで担当は精いっぱい努力をしたと思います。

今、おっしゃいますようなそういった懸念が発生しないように、我々としても最大限努力をしたいと思えます。

○議長（濱田 尚君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、予算議案第5号令和4年度いちき串木野市一般会計補正予算（第5号）について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（濱田 尚君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

ただいま議題となっている議案については、お手元に配付しました議案の委員会付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は終了しました。

△散 会

○議長（濱田 尚君） 本日はこれで散会します。

散会 午後2時47分